

第 1 回 広 島 市 ・ 湯 来 町 合 併 協 議 会 資 料

【報告事項】		頁
報告 1	広島市・湯来町合併協議会設置協議書	1
報告 2	広島市・湯来町合併協議会規約に関する協議書	6
報告 3	広島市・湯来町合併協議会の事務局等に関する規程	8
報告 4	広島市・湯来町合併協議会財務規程	10
報告 5	広島市・湯来町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	12
【協議事項】		
議題 1	広島市・湯来町合併協議会会議規程（案）	13
議題 2	平成 16 年度広島市・湯来町合併協議会事業計画（案）	16
議題 3	平成 16 年度広島市・湯来町合併協議会予算（案）	18
議題 4	合併の区域及び合併の方式（案）	20
議題 5	合併の期日（案）	21
議題 6	行政区（案）	22
議題 7	町の区域及び名称の取扱い（案）	23
議題 8	慣行の取扱い（案）	24
議題 9	財産及び公の施設の取扱い（案）	26
議題 10	議会の議員の定数及び任期の取扱い（案）	33
議題 11	合併後における旧湯来町議会議員の取扱い（案）	34
議題 12	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い（案）	35
議題 13	合併後における旧湯来町の特別職等の職員の取扱い（案）	36
議題 14	一般職の職員の取扱い（案）	37
議題 15	行政機関の取扱い（案）	39
議題 16	一部事務組合等の取扱い（案）	45
議題 17	消防団の取扱い（案）	48
議題 18	税の取扱い（案）	50
議題 19	使用料、手数料、負担金等の取扱い（案）	51
議題 20	補助金等の取扱い（案）	68
議題 21	国民健康保険事業の取扱い（案）	80
議題 22	介護保険事業の取扱い（案）	83
議題 23	保健・福祉事業の取扱い（案）	87
議題 24	ごみ及びし尿処理事業の取扱い（案）	101
議題 25	水道事業の取扱い（案）	104
議題 26	下水道事業の取扱い（案）	108
議題 27	財産区の取扱い（案）	114
議題 28	都市計画の取扱い（案）	115
議題 29	広島市・湯来町合併建設計画（案） 【別冊】	

〔 日時：平成 16 年(2004 年)12 月 27 日(月) 15:00～16:30(予定) 〕
〔 場所：広島市議会議事堂 4 階 全員協議会室 〕

広島市・湯来町合併協議会設置協議書

広島市及び佐伯郡湯来町（以下「湯来町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり規約を定め、広島市・湯来町合併協議会を設置する。

この協議を証するため、本書2通を作成し、広島市及び湯来町記名押印の上、各その1通を保有する。

平成16年12月21日

広島市
広島市長 秋 葉 忠 利

湯来町
湯来町長 中 島 正 子

別紙

広島市・湯来町合併協議会規約

(協議会の設置)

第1条 広島市及び佐伯郡湯来町（以下「湯来町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）

第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、広島市・湯来町合併協議会と称する。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 広島市と湯来町との合併に関する協議

(2) 法第5条に規定する市町村建設計画の作成

(3) 前2号に掲げるもののほか、広島市と湯来町との合併に関し必要な事務

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、第6条第1項の規定により会長に選任された者が属する市又は町の実務所に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員の定数は、広島市及び湯来町の長が協議して定める。

(会長)

第6条 会長は、広島市及び湯来町の長が協議し、次条第1項各号に規定する委員となるべき者のうちからこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第 7 条 委員は、次に掲げる者（前条第 1 項の規定により、会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

(1) 広島市及び湯来町の長，助役及び収入役

(2) 広島市及び湯来町の議会の議長及び副議長

(3) 広島市及び湯来町の議会の議長が当該議会の議員のうちから指定した者

(4) 広島市及び湯来町の長が協議して定めた広島市及び湯来町の職員

2 前項に定めるもののほか，広島市及び湯来町の長が協議して定めた学識経験を有する者を委員とすることができる。

3 委員は，非常勤とする。

(会長の職務代理)

第 8 条 会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，副会長（会長があらかじめ指定した委員をいう。）が，会長の職務を代理する。

(会議)

第 9 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は，会議に付すべき事項と共に，会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

3 会議は，在任委員の半数以上が出席しなければ，これを開くことができない。

4 会議の議長は，会長がこれに当たる。

5 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は，会長が会議に諮って定める。

(事務局)

第 10 条 協議会の事務を処理するため，協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は，会長が定める。

(職員)

第 1 1 条 協議会の事務に従事する職員は，広島市及び湯来町の職員のうちから広島市及び湯来町の長が協議して定める。

(経費)

第 1 2 条 協議会に要する経費は，広島市及び湯来町の長が協議の上，広島市及び湯来町が負担する。

(財務に関する事項)

第 1 3 条 協議会の予算の編成，現金の出納その他財務に関し必要な事項は，会長が定める。

(監査)

第 1 4 条 協議会の出納の監査は，広島市及び湯来町の監査委員各 1 人に委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱された監査委員（以下「監査委員」という。）は，監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第 1 5 条 協議会は，会長，委員及び監査委員に対し，報酬を支給することができる。

2 前項に規定する者は，職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等については，会長が定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 1 6 条 協議会が解散した場合には，協議会の収支は，解散の日をもって打ち切り，会長であった者がこれを決算する。

(委任規定)

第 17 条 この規約に定めるもののほか，協議会に関し必要な事項は，会長が定める。

附 則

この規約は，広島市及び湯来町の長が協議して定める日から施行する。

広島市・湯来町合併協議会規約に関する協議書

広島市及び佐伯郡湯来町（以下「湯来町」という。）の長は、広島市・湯来町合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する広島市及び湯来町の長が協議して定める事項について、次のとおり協議する。

（委員の定数）

第1条 規約第5条第2項の委員の定数は、次の表の左欄に掲げる委員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる数とする。

委員の区分	委員の定数
規約第7条第1項第1号に規定する者をもって充てられる委員	6人以内
規約第7条第1項第2号に規定する者をもって充てられる委員	4人
規約第7条第1項第3号に規定する者をもって充てられる委員	8人以内
規約第7条第1項第4号に規定する者をもって充てられる委員	4人以内
規約第7条第2項の規定による委員	2人以内

2 広島市及び湯来町は、規約第7条第1項第3号に規定する者をもって充てられる委員について、広島市に属する者から充てられる委員と湯来町に属する者から充てられる委員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（会長）

第2条 規約第6条第1項の規定に基づき、広島市長を会長に選任する。

（委員）

第3条 規約第7条第1項第4号の職員は、次の表のとおりとする。

広島市の職員	湯来町の職員
企画総務局長 財政局長	参事（兼）総務課長 参事（兼）企画財政課長

2 規約第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる者を委員とする。

広島県地域振興部長

広島県広島地域事務所長

(職員)

第4条 規約第11条の職員は、次の表のとおりとする。

広島市の職員	湯来町の職員
企画総務局広域行政推進担当部長 及び企画総務局広域行政推進課の 職員	企画財政課新しいまちづくり推進 室の職員

(経費)

第5条 規約第12条の経費は、広島市と湯来町が均等に負担する。

2 協議会の会計年度(普通地方公共団体の会計年度をいう。次項において同じ。)ごとの歳入歳出予算の決算上剰余金が生じたときは、これを均等に分割して広島市及び湯来町にそれぞれ返還するものとする。

3 前項の規定は、協議会の会計年度の中途において協議会の解散その他の事由により、協議会の収支を打ち切った場合について準用する。

(規約の施行期日)

第6条 規約の施行期日は、平成16年12月21日とする。

(補則)

第7条 この協議書について疑義が生じたとき、又はこの協議書に定めのない事項については、広島市及び湯来町の長が協議の上、決定するものとする。

この協議を証するため、本書2通を作成し、広島市及び湯来町の長が記名押印の上、各その1通を保有する。

平成16年12月21日

広島市長 秋 葉 忠 利

湯来町長 中 島 正 子

広島市・湯来町合併協議会の事務局等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・湯来町合併協議会規約第10条第2項の規定に基づき、広島市・湯来町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し必要な事項を定めるとともに、協議会の事務の処理について定めるものとする。

(事務局の所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 協議会の会議の開催及び運営に関すること。
- (2) 協議会の会議に提出する資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事務

(職員)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長2人その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、広島市企画総務局広域行政推進担当部長をもって充てる。

3 事務局次長は、広島市企画総務局広域行政推進課合併推進担当課長及び湯来町企画財政課新しいまちづくり推進室長をもって充てる。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、あらかじめ事務局長が定めた順位で、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職員の勤務条件等)

第5条 職員の勤務時間その他の勤務条件及び服務については、当該職員が属する市又は町の例による。

(職員の給与及び旅費)

第6条 職員の給与については、当該職員が属する市又は町が支給する。

2 職員の旅費については、広島市職員等の旅費に関する条例(昭和27年広島市条例第17号)の例により、協議会が負担する。ただし、職員が広島市及び湯来町の区域内を旅行したときは、この限りでない。

(職務権限)

第7条 会長の決裁を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針案の作成
- (2) 協議会の会議に提出する資料の決定
- (3) 協議会の予算及び決算の調製
- (4) 協議会の規程の制定及び改廃
- (5) その他協議会の事務に関し特に重要と認められる事項

2 前項に定めるもののほか、協議会における職務権限については、広島市職務権限規程（昭和42年広島市訓令第13号）の規定を準用する。

（情報公開）

第8条 協議会文書の開示及び協議会に関する情報の公開については、別に定めるもののほか、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）の規定（第5条第1項、第6条第1項、第12条、第16条から第22条まで及び第25条から第29条まで（第27条を除く。）の規定を除く。）を準用する。

（文書記号等）

第9条 協議会から外部へ発する文書には、文書記号及び文書番号を付さなければならない。

2 前項の文書記号は、「広湯協」とする。

3 第1項の文書番号は、当該文書を施行する順序に従い、会計年度（普通地方公共団体の会計年度をいう。）ごとの一連番号により付すものとする。

（公印）

第10条 協議会の公印の名称、書体、形状及び寸法並びにそのひな形は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、使用等については、広島市公印管理規則（昭和27年広島市規則第39号）の規定を準用する。

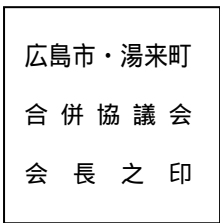
（委任規定）

第11条 この規程に定めるもののほか、事務局及び協議会の処務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月21日から施行する。

別表（第10条関係）

名 称	書 体	形 状	寸 法	ひ な 形
広島市・湯来町合併協議会会長之印	れい書	正方形	方 30ミリメートル	 A rectangular box containing the text: 広島市・湯来町 合併協議会 会長之印

広島市・湯来町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・湯来町合併協議会規約(以下「規約」という。)第13条の規定に基づき、広島市・湯来町合併協議会(以下「協議会」という。)の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(会計年度)

第2条 協議会の会計年度は、普通地方公共団体の会計年度による。

(予算の調製等)

第3条 協議会の予算は、規約第12条の規定に基づく広島市及び湯来町の負担金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、当該年度開始前に協議会の会議(以下「会議」という。)に諮り、その承認を得なければならない。ただし、当該年度開始前に当該承認を得ることが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。

3 会長は、前項に規定する承認を得たときは、速やかに、当該承認に係る予算の内容を示す書面の写しを広島市及び湯来町の長に送付しなければならない。

(補正予算の調製等)

第4条 会長は、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第5条 歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予算の流用及び充当)

第6条 会長は、予備費を充当したとき、又は歳出予算の項の経費の金額を流用したときは、その旨を次の会議に報告しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第7条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会の現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第8条 会長は、協議会の事務局の職員のうちから協議会出納員を命じ、協議会の現金の出納に関する事務その他の会計事務をつかさどらせるものとする。

2 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(収入及び支出)

第9条 協議会の収入及び支出の手続は、広島市の収入及び支出の手続に準じて行うものとする。

(決算の調製等)

第10条 会長は、協議会の決算を調製し、決算の内容を示す書面の写しを広島市及び湯来町の長に送付しなければならない。ただし、規約第16条に規定する場合にあっては、この限りでない。

(委任規定)

第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月21日から施行する。

広島市・湯来町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市・湯来町合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、広島市・湯来町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会は、委員等の勤務に対し、報酬を支給する。ただし、委員等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第1項に規定する給料を受けているときは、これを支給しない。

2 報酬の額は、1日につき11,000円とする。

3 報酬は、会長が定める日に支給する。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の用務により広島市及び湯来町の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の規定による費用弁償は、広島市の審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員に対する報酬及び費用弁償条例(昭和28年広島市条例第36号)の例により行うものとする。

(委任規定)

第4条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月21日から施行する。

広島市・湯来町合併協議会会議規程（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、広島市・湯来町合併協議会規約（以下「規約」という。）第9条第5項の規定に基づき、広島市・湯来町合併協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（議長及び委員の責務）

第2条 会議の議長（以下「議長」という。）は、公正かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、会議が適正かつ円滑に行われるよう協力しなければならない。

第2章 会議の公開等

（会議の公開）

第3条 会議は、公開する。ただし、会議の内容が、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、これを非公開とすることができる。

2 会議の内容の一部に非公開情報が含まれている場合において、非公開情報が含まれている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき公開するものとする。

3 第1項ただし書の規定により、会議を非公開にしようとする場合は、あらかじめ議長が会議に諮り、出席委員（規約第8条に規定する副会長である委員を除く。第7条において同じ。）の3分の2以上の賛成をもってこれを決するものとする。

（会議開催の公表）

第4条 会長は、会議を開催しようとするときは、遅くとも会議を開催する日の1週間前までに、報道機関への情報提供、インターネットの利用その他の適切な方法により、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項を公表するものとする。ただし、会議の開催を決定した日から会議を開催する日までの期間が短く、当該方法による公表を行ういとまがないと認められる場合にあっては、この限りでない。

第3章 議事

（会議の開閉）

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

（発言）

第6条 発言しようとする者は、議長の許可を得て発言しなければならない。

（表決）

第7条 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

第4章 会議の傍聴

(傍聴)

第8条 会議は傍聴することができる。ただし、第3条第1項ただし書の規定により、会議を非公開とするときは、この限りでない。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人(報道関係者を除く。次条において同じ。)の定員は、10人とする。
2 協議会は、会議の会場の規模等に応じて、前項に規定する定員を適宜増加することに努めなければならない。

(傍聴の手続)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、所定の受付簿に必要事項を記入し、所定の傍聴証の交付を受けなければならない。

2 前項に規定する手続は、会議を開会する予定時刻の30分前に開始し、先着順により行うものとする。ただし、その時点において、会議を傍聴しようとする者の数が定員を超える場合は、くじにより傍聴人を定めるものとする。

(傍聴人の入場)

第11条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴証を係員に提示しなければならない。

(傍聴証の提示)

第12条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴の禁止)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 凶器その他危険な物を携帯している者
- (3) ビラ、プラカード、のぼり旗の類を携帯している者
- (4) その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定により、会議を非公開とすることが決定され、議長が退場を命じた場合

(2) 傍聴人がこの規程に違反し、議長が退場を命じた場合

2 前項第2号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び入場することはできない。

第5章 会議録

(会議録)

第17条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 会議名

(2) 開催の日時及び場所

(3) 出席委員の氏名

(4) 議題

(5) 公開・非公開の別

(6) 傍聴人の人数

(7) 会議資料名

(8) 各委員の発言内容

(9) その他議長が必要と認める事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した2人の委員が署名しなければならない。

(会議録等の公表)

第18条 公開により開催した会議の会議録及び資料は、公表する。

2 第4条本文に規定する公表の方法は、前項の規定による公表について準用する。

第6章 雑則

(委任規定)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年12月27日から施行する。

平成16年度広島市・湯来町合併協議会事業計画（案）

1 会議の開催

広島市と湯来町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。

2 合併建設計画の作成

広島市と湯来町の合併に関する建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業計画及び財政計画等を作成する。

3 行政制度等の調整方針の協議

主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。

4 合併協定書調印式の実施

合併建設計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書を作成し、合併協定書調印式を実施する。

5 広報の実施

合併協議会の協議結果等の概要について、住民への周知を図るため、ホームページを開設するとともに、協議会だより、パンフレットを作成し、広島市及び湯来町の住民等に配布する。

6 協議会報告書等の作成

合併協議会における合併建設計画、行政制度等の調整方針に関する協議結果の報告書等を作成する。

広島市と湯来町との合併に関するスケジュール（案）

時 期	内 容
平成16年 (2004年)	
12月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 法定の合併協議会の設置議決・設置 (市議会、町議会) </div>
	↓
平成17年 (2005年) 1月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 合併建設計画作成に ついての県知事協議 </div>
	↓
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 合併協定書の調印・締結 </div>
	↓
2月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 合併議決(市議会、町議会) </div>
	↓
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 県知事へ合併申請 </div>
	↓
3月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 合併議決(県議会)、県知事決定 </div>
	↓
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 総務大臣へ届出 </div>
	↓
4月	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 総務大臣告示 </div>
	↓
4月25日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 合 併 成 立 </div>

議題 3

平成 16 年度広島市・湯来町合併協議会予算（案）

平成 16 年度広島市・湯来町合併協議会の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 500 万 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

（単位：千円）

款	項	金 額
1 負 担 金		5,000
	1 負 担 金	5,000
2 諸 収 入		1
	1 諸 収 入	1
歳 入 合 計		5,001

歳 出

（単位：千円）

款	項	金 額
1 協 議 会 費		4,701
	1 会 議 費	1,113
	2 事 務 費	3,588
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		5,001

平成16年度広島市・湯来町合併協議会歳入歳出予算の内訳

(歳入)

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 負担金	5,000		5,000	
1 負担金	5,000		5,000	
1 負担金	5,000	市町負担金	5,000	広島市 2,500千円 湯来町 2,500千円
2 諸収入	1		1	
1 諸収入	1		1	
1 預金利子	1	預金利子	1	
合 計	5,001		5,001	

(歳出)

(単位：千円)

款 項 目	予算額	節		説 明
		区 分	金 額	
1 協議会費	4,701		4,701	
1 会議費	1,113		1,113	
1 会議費	1,113	報酬	429	協議会委員報酬、監査委員報酬
		需用費	84	会議用飲物、消耗品
		委託料	200	合併協定書調印式看板作成業務等
		使用料及び賃借料	400	会議会場借上料
2 事務費	3,588		3,588	
1 事務費	3,588	旅費	109	総務省協議用
		需用費	2,740	合併協定書・パンフレット等印刷製本、複写機借上げ、事務用消耗品等
		役務費	86	切手、議事録作成業務
		委託料	653	協議会だより作成業務、ホームページ作成業務
2 予備費	300		300	
1 予備費	300		300	
1 予備費	300		300	
合 計	5,001		5,001	

議題 4

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	合併の区域及び合併の方式
------	--------------

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
面積 (km ²)	人 口 (人)	面積 (km ²)	人 口 (人)
742.03	1,126,239	162.87	7,895
注 面積：全国都道府県市区町村別面積調 (平成15年10月1日現在 国土地理院) 人口：平成12年国勢調査		注 面積：全国都道府県市区町村別面積調 (平成15年10月1日現在 国土地理院) 人口：平成12年国勢調査	

調整方針(案)	佐伯郡湯来町を廃し、その区域を広島市に編入するものとする。
---------	-------------------------------

備 考	合併後の状況		
	区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)
	広島市	904.90	1,134,134
注 面積、人口は、上記現況比較の数値に基づく。			

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	合併の期日
調整方針(案)	合併の期日は、平成17年4月25日とするものとする。
備考	

議題 6

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	行政区
------	-----

現 況			比 較	
広 島 市			湯 来 町	
区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)	面 積 (km ²)	人 口 (人)
中 区	15.34	124,719	162.87	7,895
東 区	39.38	123,258		
南 区	26.09	135,467		
西 区	35.67	179,519		
安佐南区	117.19	204,636		
安佐北区	353.35	156,387		
安芸区	94.01	75,435		
佐伯区	61.00	126,818		
計	742.03	1,126,239		
注 面積：全国都道府県市区町村別面積調 (平成15年10月1日現在 国土地理院) 人口：平成12年国勢調査				

調整方針(案)	佐伯郡湯来町の区域は、佐伯区に属するものとする。
---------	--------------------------

備 考	合併後の状況		
	区 分	面 積 (km ²)	人 口 (人)
	佐伯区	223.87	134,713
注 面積、人口は、上記現況比較の数値に基づく。			

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	町の区域及び名称の取扱い
------	--------------

現 況			比 較					
広 島 市			湯 来 町					
区 分 町の区域	町の数		区 分	名 称	町の数			
	中 区	1 1 2				町の区域	杉並台	1
	東 区	1 3 7				町を設定して いない区域	大字下	-
	南 区	1 3 4					大字白砂	
	西 区	1 4 9					大字菅澤	
	安佐南区	1 5 3					大字多田	
	安佐北区	1 2 0					大字葛原	
	安芸区	7 4					大字伏谷	
	佐伯区	1 2 8					大字麦谷	
計	1, 0 0 7	大字和田						

調整方針(案)	<p>(1) 町の区域は、杉並台については現行のとおりとするものとし、町を設定していない区域については当該区域をもって新たに一の町の区域を設けるものとする。</p> <p>(2) 町の名称は、杉並台については現行のとおりとするものとし、新たに設ける町の区域については湯来町<small>ゆきまちょう</small>とするものとする。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

議題 8

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項		慣行の取扱い	
現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
<p>1 市章</p>  <p>旧芸州藩の旗印であった「三つ引」(三)にヒントを得て、これに川の流れを表現するカーブをつけて、水都広島を象徴したもの。 (明治 29 年 5 月制定)</p>	<p>1 町章</p>  <p>「ユキ」の二字を上昇する鳥型に凶案化し、これによって町勢が力強く発展することを象徴し、中央の円は円満融和を表現したもの。 (昭和 62 年 9 月制定)</p>		
<p>2 シンボルマーク(佐伯区)</p>  <p>八幡川河口に飛来する水鳥と文化の「文」を表現し、佐伯区の「さ」と、中央の曲線は永遠に清い八幡川を形象したもので、美しい自然環境の中ではぐくまれる文化都市として飛躍する佐伯区を表わしたもの。(昭和 61 年 2 月制定)</p>	<p>2 シンボルマーク なし</p>		
<p>3 市の木 クスノキ</p> <p>原爆に生き残ったクスノキはいち早くよみがえり、市民に復興への希望と力を与えてくれた。 (昭和 48 年 11 月制定)</p>	<p>3 町の木 杉</p> <p>杉は県下で優良林業地域とされている湯来町の象徴にふさわしく、美しい緑を形成する代表的な樹木である。 (昭和 62 年 9 月制定)</p>		
<p>4 市の花 キョウチクトウ</p> <p>原爆により約 70 年間は草木も生えないといわれた焦土にいち早く咲いた花で、市民に復興への希望と光を与えてくれた。 (昭和 48 年 11 月制定)</p>	<p>4 町の花 山ゆり</p> <p>山ゆり(標準和名ササユリ)は町内一円の林野で見うけられ、その姿は清そかれんの中に気品をそなえ、広く町民から愛されている。 (昭和 62 年 9 月制定)</p>		

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
<p>5 市民憲章（「市民道徳」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強い信念をもって平和のためにつくしましょう。 ・ 正直で謙譲な市民になりましょう。 ・ 思うことを正しく言える市民になりましょう。 ・ 言葉は静かに愛想よくいたしましょう。 ・ 他人の私事についてよくないうわさをすることはやめましょう。 ・ 会合の時間はきちんと守りましょう。 ・ 交通規則を守り老幼婦女子に席をゆずりましょう。 ・ 公園や道路に紙くずやきたない物をすてないようにいたしましょう。 ・ 草木鳥獣を愛しましょう。 ・ 服装を正しく胸を張り手をふって歩きましょう。 <p style="text-align: right;">（昭和 25 年 4 月制定）</p>	<p>5 町民憲章</p> <p>わたくしたちは、清らかな水と美しい緑を誇り文化を創造する湯来町民です。</p> <p>未来に大きな夢と希望をいだき、秩序を保ち力を合わせて住みよい町をつくるため、この憲章を定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 自然を守り環境をととのえ、きれいな町にしましょう。 － 教養を高め、文化の豊かな町を育てましょう。 － 人を大切にし、温かい心のかよう明るい町をつくりましょう。 － 健康と安全につとめ、平和な町をめざしましょう。 － 郷土の産業をすすめ、活力ある町をきずきましょう。 <p style="text-align: right;">（昭和 62 年 9 月制定）</p>		
<p>6 宣言</p> <p>非核都市宣言（昭和 60 年広島市議会決議）</p>	<p>6 宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核兵器廃絶湯来町宣言（昭和 61 年 3 月制定） ・ 湯来町健康の町宣言（平成 3 年 3 月制定） 		
<p>7 市歌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市歌（昭和 40 年選定） ・ ひろしま平和の歌（昭和 22 年選定） 	<p>7 町歌</p> <p>なし</p>		

調整方針(案)	町章、町の木、町の花、町民憲章及び町の宣言は、広島市の制度に統一するものとする。
---------	--

備 考	
-----	--

議題 9

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	財産及び公の施設の取扱い
------	--------------

1 財産

(1) 一般・特別会計に係るもの

区		現 況	比 較	
分		広 島 市	湯 来 町	
公有財産	行政財産	土地	19,422,934 m ²	764,681 m ²
		建物	3,744,208 m ²	46,701 m ²
	普通財産	土地	1,695,904 m ²	137,024 m ²
		建物	147,950 m ²	1,063 m ²
		山林	25,427,073 m ²	324,167 m ²
		有価証券	15,022,401 千円	なし
出資による権利	24,584,881 千円	111,951 千円		
物 品 (100 万円以上の重要物品)		4,487 点	74 点	
債 権		75,204,734 千円	36,057 千円	
基 金	財政調整基金	7,914,600 千円	176,635 千円	
	減債基金	61,755,030 千円	275,304 千円	
	都市整備事業基金	944 千円	なし	
	土地開発基金	8,844,312 千円	100,000 千円	
	その他	11,291,450 千円	304,705 千円	
	計	89,806,336 千円	856,644 千円	

公有財産のうち、動産、物権及び無体財産権等は掲載していない。

(2) 企業会計に係るもの

ア 水道事業

区		現 況	比 較
分		広 島 市	湯 来 町
有形固定資産	土地	13,941,794 千円	地方公営企業法の適用外
	建物	11,212,111 千円	
	構築物	174,320,708 千円	
	その他	20,455,836 千円	
	計	219,930,449 千円	
投資	投資有価証券	200 千円	
	出資金	30,000 千円	
	長期貸付金	15,000 千円	
	計	45,200 千円	

イ 下水道事業

現 況 比 較			
区 分		広 島 市	湯 来 町
有形固定資産	土地	43,750,946 千円	地方公営企業法の適用外
	建物	24,714,817 千円	
	構築物	768,504,828 千円	
	その他	126,578,397 千円	
	計	963,548,989 千円	
投資	水洗便所改造資金貸付金	1,523,846 千円	
	し尿浄化槽廃止資金貸付金	887,702 千円	
	排水設備改修資金貸付金	1,573 千円	
	出資金	50,375 千円	
	計	2,463,496 千円	

ウ 観光事業

現 況 比 較			
区 分		広 島 市	湯 来 町
有形固定資産	土地	な し	1,150 千円
	建物		385,302 千円
	構築物		45,251 千円
	その他		87,381 千円
	計		519,083 千円

【参考】起債残高

現 況 比 較			
区 分		広 島 市	湯 来 町
一般会計		947,173,596 千円	4,456,846 千円
特別会計	住宅資金貸付	348,358 千円	-
	母子寡婦福祉資金貸付	3,053,647 千円	-
	市民球場	673,948 千円	-
	都市開発資金	8,487,666 千円	-
	介護保険	660,000 千円	-
	中央卸売市場	12,049,983 千円	-
	農業集落排水	8,493,365 千円	657,553 千円
	有料道路	2,000 千円	-
	開発	2,280,000 千円	-
	下水道	-	860,978 千円
	簡易水道	-	1,913,124 千円
	計	36,048,967 千円	3,431,655 千円

現 況 比 較			
区 分		広 島 市	湯 来 町
企業会計	下水道	553,178,939千円	-
	水道	117,351,497千円	-
	病院	26,413,611千円	-
	観光	-	73,233千円
	計	696,944,047千円	73,233千円
合 計		1,680,166,610千円	7,961,734千円

注1 平成15年度末現在高

注2 千円未満の端数を四捨五入しているため、内訳を合計した額が合計欄の額と一致しない場合がある。

2 公の施設（内訳は資料のとおり。）

現 況 比 較		
施 設 分 類	広 島 市	湯 来 町
福祉施設	243 施設	10 施設
保健衛生施設	53 施設	2 施設
経済振興施設等	15 施設	6 施設
教育施設	236 施設	5 施設
文化・コミュニティ施設等	109 施設	25 施設
スポーツ施設	58 施設	4 施設
その他施設	1,368 施設	18 施設
計	2,082 施設	70 施設
道路（市・町管理分）	路線数 14,371 延長 3,940.7km	路線数 169 延長 113.9km

注 平成16年4月1日現在

調整方針(案)	<p>(1) 湯来町の財産は、すべて広島市に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 湯来町の公の施設は、湯来町における使用形態等を考慮して用途を定め、広島市に引き継ぐものとする。</p>
---------	---

備 考	
-----	--

資料

湯来町の公の施設

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	湯来町総合福祉センター		1
	湯来町老人集会所	上多田、打尾谷、葛原、下五原、津伏、古塚、大森	7
	湯来町保育所	湯来南保育園、湯来保育園	2
	計		10
保健衛生施設	湯来町火葬場	感応山斎場	1
	湯来町墓地	杉並台墓苑	1
	計		2
経済振興施設等	湯来町就業改善センター		1
	湯来町農村環境改善センター		1
	湯来町青空市場	湯来町杉並台青空市場	1
	湯来町観光事業施設	国民宿舎「湯来ロッジ」、湯の山温泉館	2
	湯来町多目的温泉保養館	湯の山多目的温泉保養館（クアハウス湯の山）	1
	計		6
教育施設	湯来町立小学校	湯来南、湯来東、湯来西	3
	湯来町立中学校	湯来、砂谷	2
	計		5
文化・コミュニティ施設	湯来町河野図書館		1
	湯来町公民館	湯来南、湯来西	2
	湯来町集会所	宇佐、上麦谷、峠、久日市、菅沢、日入谷、下伏谷、下和田、桐、中川角、下地区、大山、小伏原、東川角、木末、重光、八幡原中央、土井、大畑、湯来、鹿之道、白砂台	22
	計		25
スポーツ施設	湯来町総合体育館		1
	湯来町運動広場	湯来町中央(スポーツセンターを含む。)、下地区、湯来町南多目的	3
	計		4
その他施設	近隣公園	親と子どものふれあいの森伏谷公園	1
	街区公園	桐公園、湯の山公園、丸子山公園、桐遊園地、杉並台第1公園、杉並台第2公園、杉並台第3公園、杉並台第4公園、杉並台第5公園、杉並台第6公園、杉並台第7公園、杉並台第8公園、ハープヒルズ第1公園、ハープヒルズ第2公園、湯来企業団地公園	15
	湯来町営住宅	柳上、石ヶ原	2
	計		18
合 計			70
道路	国道（県管理）	（路線数 3 延長 40.6km）	
	県道（県管理）	（路線数 10 延長 34.3km）	
	町道（町管理）	路線数 169 延長 113.9km	
	合 計	（路線数 182 延長 188.8km）	

注 平成16年4月1日現在

広島市の公の施設

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数
福祉施設	広島市老人福祉センター	中央、東雲、南観音	3
	広島市老人いこいの家	吉島、宇品、草津、佐東ほか	17
	広島市隣保館	東、西	2
	広島市地域福祉センター	東、南、西、安佐北、安芸	5
	広島市福祉センター	温品、戸坂、中山、祇園、可部、瀬野、畑賀、阿戸、矢野、石内	10
	広島市女性福祉センター		1
	広島市勤労青少年ホーム	中央、安佐、佐伯	3
	広島市光風苑		1
	広島市児童相談所		1
	広島市保育園	基町保育園ほか	88
	広島市児童館	白島児童館ほか	101
	広島市鈴峰園		1
	広島市身体障害者更生相談所		1
	広島市知的障害者更生相談所		1
	広島市こども療育センター	こども療育センター、分館（北部、西部）	3
	広島市心身障害者福祉センター		1
	広島市障害者デイサービスセンター	西部、北部、東部	3
	広島市皆賀園		1
		計	
保健衛生施設	広島市保健センター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8
	広島市立舟入病院		1
	広島市医師会運営・安芸市民病院		1
	広島市立広島市民病院		1
	広島市立安佐市民病院		1
	広島市健康づくりセンター		1
	広島市立看護専門学校		1
	広島市精神保健福祉センター		1
	広島市衛生研究所		1
	広島市公衆便所	八丁堀、稲荷橋、新天地、横川橋、本川、駅前、大正橋	7
	広島市火葬場	永安館、可部、五日市	3
	広島市墓地及び納骨堂	高天原墓園ほか	27
		計	
経済振興施設等	広島市工業技術センター		1
	広島ユース・ホテル		1
	広島市消費生活センター		1
	広島市中小企業会館	本館、分館（広島市産業振興センター）	2
	広島市農業振興センター	本館、安佐分場	2
	広島市市民農園	見張、三田	2
	広島市水産振興センター		1
	広島市漁船巻揚施設		1
	広島市中央卸売市場	中央、東部、食肉	3
	広島市と畜場		1
	計		15
教育施設	広島市立幼稚園	基町幼稚園ほか	27
	広島市立小学校	白島小学校ほか	137
	広島市立中学校	幟町中学校ほか	61
	広島市立高等学校	全日制7校、定時制2校	9
	広島市立養護学校		1
	広島市立大学		1
	計		236

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数	
文化・コミュニ ティ施設等	広島市公文書館		1	
	広島城		1	
	広島市こども村		1	
	広島市深入山自然レクリエーションセンター		1	
	広島国際会議場		1	
	広島市留学生会館		1	
	広島平和記念資料館		1	
	広島市平和記念公園レストハウス		1	
	広島市まちづくり市民交流プラザ		1	
	広島市区民文化センター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯	8	
	広島市現代美術館		1	
	広島市文化創造センター		1	
	広島市立中央図書館	中央図書館、分館（中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯、まんが）	10	
	広島市こども図書館		1	
	広島市公民館	中央公民館ほか	68	
	広島市青少年センター		1	
	広島市国際青年会館		1	
	広島市少年自然の家	似島臨海、三滝	2	
	広島市こども文化科学館		1	
	広島市江波山気象館		1	
	広島市交通科学館		1	
	広島市女性教育センター		1	
	広島市郷土資料館		1	
	広島市映像文化ライブラリー		1	
広島市グリーンスポーツセンター		1		
	計		109	
スポーツ施設	中央公園ファミリープール		1	
	竜王公園野球場等		1	
	草津公園野球場		1	
	寺迫公園野球場等		1	
	可部運動公園野球場等		1	
	瀬野川公園野球場等		1	
	佐伯運動公園テニスコート等		1	
	広島広域公園陸上競技場等		1	
	広島市総合屋内プール		1	
	広島市スポーツセンター	中、東、南、西、安佐南、安佐北、安芸、佐伯 （分館）吉島屋内プール、東雲屋内プール、宇品体育館	8 3	
	広島市運動場		（庭球場）中央、戸坂、南観音、沼田、上河内、下河内、新宮苑	7
			（バレーボール場）中央	1
			（運動広場）戸坂、南観音、祇園、沼田、上河内、下河内 （近隣運動広場）馬木、矢賀、長束、椎原、白木、落合、可部東、久地	6 8
	広島市民球場		1	
	広島市市営プール	八木、川内、緑井、原、山本、長束、白木、口田、可部、飯室、久地、椎原児童	12	
広島市体育館	吉島、高陽、河内	3		
	計		58	

施設分類	公の施設の名称等	内 訳	施設数	
その他施設	広島市自転車等駐車場	広島市民球場東自転車等駐車場ほか	23	
	広島市市営駐車場	路外等8か所、路上31か所	39	
	西部埋立第五公園駐車場		1	
	広島市バスターミナル	中筋、大町、上安	3	
	広島市市営住宅等	(住宅)基町アパートほか		144
		(店舗)基町店舗ほか		22
		(附設駐車場)基町アパート附設駐車場ほか		63
	広島市森林公園		1	
	街区公園	榎町公園ほか	929	
	近隣公園	吉島公園ほか	46	
	地区公園	千田公園ほか	12	
	総合公園	平和記念公園ほか	7	
	運動公園	可部運動公園ほか	4	
	風致公園	東部河岸緑地ほか	8	
	広域公園	広島広域公園ほか	1	
	都市緑地	天満東緑地ほか	50	
	緑道	西部周遊緑地ほか	8	
	広島市植物公園		1	
	広島市安佐動物公園		1	
	広島市西新天地公共広場		1	
広島駅南口地下広場		1		
広島市港湾施設	市営さん橋、草津岸壁	2		
広島市総合防災センター		1		
	計		1,368	
合 計			2,082	
道路	国道(市管理)	路線数 6 延長 40.1km		
	県道(市管理)	路線数 45 延長 368.3km		
	市道(市管理)	路線数 14,320 延長 3,532.3km		
合 計		路線数 14,371 延長 3,940.7km		

注 平成16年4月1日現在

この資料において「公の施設」とは、地方自治法第244条第1項に規定する施設であり、同法第244条の2第1項の規定により、法令又は条例に定めがあるものをいう。ただし、他の合併協議事項に係るもの(水道事業、下水道事業等)を除く。

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
現 況 比 較		
区 分	広 島 市	湯 来 町
議員の定数	60人(佐伯区で選出すべき議員の数は6人)	16人
議員の任期	平成15年5月2日～平成19年5月1日	平成13年9月30日～平成17年9月29日

調整方針(案)	<p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第5項の規定により、広島市議会の議員の残任期間に相当する期間並びに広島市及び湯来町の合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会の議員の任期に相当する期間、同条第2項に規定する編入合併特例定数をもって広島市議会の議員の定数とし、同条第3項及び第6項の規定により、旧湯来町の区域を区域とする選挙区を設け、選挙を行うものとする。</p>
---------	---

備 考	<p>1 編入合併特例定数 61人（旧湯来町の選挙区で選挙すべき議員の数は1人）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>編入合併特例定数 = 旧定数(合併前の広島市議会議員の定数) + 増加数(旧定数 × 湯来町の人口 / 広島市の人口) = 60人 + 60人 × 7,895人 / 1,126,239人（人口は平成12年国勢調査） = 60人 + 1人（0.5人未満のときも1人とする。） = 61人</p> </div> <p>2 編入合併特例定数の適用期間 6年7日</p> <p>平成17年4月25日（合併期日） 平成19年5月1日 平成23年5月1日</p> <p>← 広島市議会の議員の残任期間に相当する期間 合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会の議員の任期に相当する期間 →</p> <p>2年7日 4年</p> <p>【市町村の合併の特例に関する法律（抄）】 （議会の議員の定数に関する特例） 第6条（略）</p> <p>2 他の市町村の区域（略）を編入した合併市町村にあつては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、（略）、当該編入されることとなる合併関係市町村の（略）区域の人口（略）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（略）を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。（略）</p> <p>3 前項の場合においては、（略）編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 他の市町村の区域（略）を編入した合併市町村が、第2項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第91条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。（略）</p> <p>6 第3項の規定は、前項の場合について準用する。</p>
-----	--

議題 11

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	合併後における旧湯来町議会議員の取扱い
------	---------------------

現 況 比 較

(平成16年4月1日現在)

区 分	広 島 市	湯 来 町
議員の現員	60人 (佐伯区選出の議員の数は6人)	15人
議員の任期	平成15年5月2日 ~平成19年5月1日	平成13年9月30日 ~平成17年9月29日

調整方針(案)

合併後における旧湯来町議会議員の取扱いについては、広島市及び湯来町の長が協議して定めるものとする。

備 考

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
------	---------------------

現 況 比 較				
(平成16年3月31日現在)				
区 分		広 島 市	湯 来 町	
農 業 委 員 会 の 委 員	定 数 (実員)	選挙委員	30人 (30人)	13人 (13人)
		選任委員	団体 推薦	3人 (3人)
	議会 推薦		5人 (5人)	3人 (3人)
	計		38人 (38人)	18人 (18人)
	任 期 (3年)		平成16年6月17日 ~平成19年6月16日	平成14年9月30日 ~平成17年9月29日
農 地 面 積		3,900.3ha	530.3ha	
基準農業者数(10a以上の農地につ き耕作を営む農家世帯数及び 農業生産法人の数の合計数)		8,158	617	

調整方針(案)	<p>(1) 湯来町農業委員会は、広島市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>(2) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定により、広島市及び湯来町の合併の際湯来町農業委員会の選挙による委員で広島市農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるもの3人は、広島市農業委員会の委員の残任期間、引き続き広島市農業委員会の選挙による委員として在任するものとする。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

議題 13

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	合併後における旧湯来町の特別職等の職員の取扱い
------	-------------------------

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
特別職等の職員の任期		特別職等の職員の任期	
(1) 市長	平成 15 年 2 月 23 日～平成 19 年 2 月 22 日	(1) 町長	平成 15 年 4 月 30 日～平成 19 年 4 月 29 日
(2) 助役	平成 14 年 7 月 27 日～平成 18 年 7 月 26 日	(2) 助役	平成 15 年 5 月 9 日～平成 19 年 5 月 8 日
(3) 収入役	平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	(3) 収入役	平成 13 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日
(4) 教育長	平成 15 年 4 月 1 日～平成 17 年 3 月 31 日	(4) 教育長	平成 15 年 12 月 12 日～平成 19 年 12 月 11 日
(5) 水道事業管理者	平成 15 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日		
(6) 病院事業管理者	平成 13 年 6 月 1 日～平成 17 年 5 月 31 日		
(7) 代表監査委員	平成 14 年 7 月 27 日～平成 18 年 7 月 26 日		

調整方針(案)	合併後における旧湯来町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについては、広島市及び湯来町の長が協議して定めるものとする。
---------	--

備 考	
-----	--

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	一般職の職員の取扱い
------	------------

現 況		比 較																																																							
広 島 市		湯 来 町																																																							
<p>1 職員の定数 11,740人(平成16年4月1日現在)</p> <p>2 職員の実数 11,367人(平成16年4月1日現在)</p> <p>3 給料表等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">行政職給料表</td><td style="padding: 2px;">8級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">消防職給料表</td><td style="padding: 2px;">8級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">教育職給料表(1)</td><td style="padding: 2px;">4級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">教育職給料表(2)</td><td style="padding: 2px;">4級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">教育職給料表(3)</td><td style="padding: 2px;">3級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">医療職給料表(1)</td><td style="padding: 2px;">4級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">医療職給料表(2)</td><td style="padding: 2px;">6級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">医療職給料表(3)</td><td style="padding: 2px;">6級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">技能業務職給料表</td><td style="padding: 2px;">3級制</td></tr> </table> <p>[行政職級別標準職務表]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr><th style="width: 15%;">区分</th><th style="width: 85%;">標準職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>2級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>3級</td><td>主任的主事、主任の技師</td></tr> <tr><td>4級</td><td>係長、主任、主査、主任技師</td></tr> <tr><td>5級</td><td>課長補佐、主幹、専門員</td></tr> <tr><td>6級</td><td>課長</td></tr> <tr><td>7級</td><td>局次長、部長、参事</td></tr> <tr><td>8級</td><td>局長、区長、理事</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">上記表は主なものを掲載している。</p>	行政職給料表	8級制	消防職給料表	8級制	教育職給料表(1)	4級制	教育職給料表(2)	4級制	教育職給料表(3)	3級制	医療職給料表(1)	4級制	医療職給料表(2)	6級制	医療職給料表(3)	6級制	技能業務職給料表	3級制	区分	標準職務	1級	主事、技師	2級	主事、技師	3級	主任的主事、主任の技師	4級	係長、主任、主査、主任技師	5級	課長補佐、主幹、専門員	6級	課長	7級	局次長、部長、参事	8級	局長、区長、理事	<p>1 職員の定数 135人(平成16年4月1日現在)</p> <p>2 職員の実数 113人(平成16年4月1日現在)</p> <p>3 給料表等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">行政職給料表</td><td style="padding: 2px;">7級制</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">技能労務職給料表</td><td style="padding: 2px;">4級制</td></tr> </table> <p>[行政職級別標準職務表]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr><th style="width: 15%;">区分</th><th style="width: 85%;">標準職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>2級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>3級</td><td>主任主事、主任技師</td></tr> <tr><td>4級</td><td>係長、主任</td></tr> <tr><td>5級</td><td>課長補佐、次長、主幹、係長、主任</td></tr> <tr><td>6級</td><td>課長、室長、主査、課長補佐、次長、主幹、専門員</td></tr> <tr><td>7級</td><td>参事、課長、室長</td></tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">上記表は主なものを掲載している。</p>	行政職給料表	7級制	技能労務職給料表	4級制	区分	標準職務	1級	主事、技師	2級	主事、技師	3級	主任主事、主任技師	4級	係長、主任	5級	課長補佐、次長、主幹、係長、主任	6級	課長、室長、主査、課長補佐、次長、主幹、専門員	7級	参事、課長、室長
行政職給料表	8級制																																																								
消防職給料表	8級制																																																								
教育職給料表(1)	4級制																																																								
教育職給料表(2)	4級制																																																								
教育職給料表(3)	3級制																																																								
医療職給料表(1)	4級制																																																								
医療職給料表(2)	6級制																																																								
医療職給料表(3)	6級制																																																								
技能業務職給料表	3級制																																																								
区分	標準職務																																																								
1級	主事、技師																																																								
2級	主事、技師																																																								
3級	主任的主事、主任の技師																																																								
4級	係長、主任、主査、主任技師																																																								
5級	課長補佐、主幹、専門員																																																								
6級	課長																																																								
7級	局次長、部長、参事																																																								
8級	局長、区長、理事																																																								
行政職給料表	7級制																																																								
技能労務職給料表	4級制																																																								
区分	標準職務																																																								
1級	主事、技師																																																								
2級	主事、技師																																																								
3級	主任主事、主任技師																																																								
4級	係長、主任																																																								
5級	課長補佐、次長、主幹、係長、主任																																																								
6級	課長、室長、主査、課長補佐、次長、主幹、専門員																																																								
7級	参事、課長、室長																																																								
<p>4 諸手当 管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、災害派遣手当</p>	<p>4 諸手当 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当</p>																																																								

調整方針(案)	<p>(1) 湯来町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。</p> <p>(3) 合併後における旧湯来町の職員が、合併に基づく事由により退職した場合の退職手当については、優遇するものとする。</p> <p>(4) 前3号の取扱いについての細目は、広島市及び湯来町の長が協議して定めるものとする。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	行政機関の取扱い
------	----------

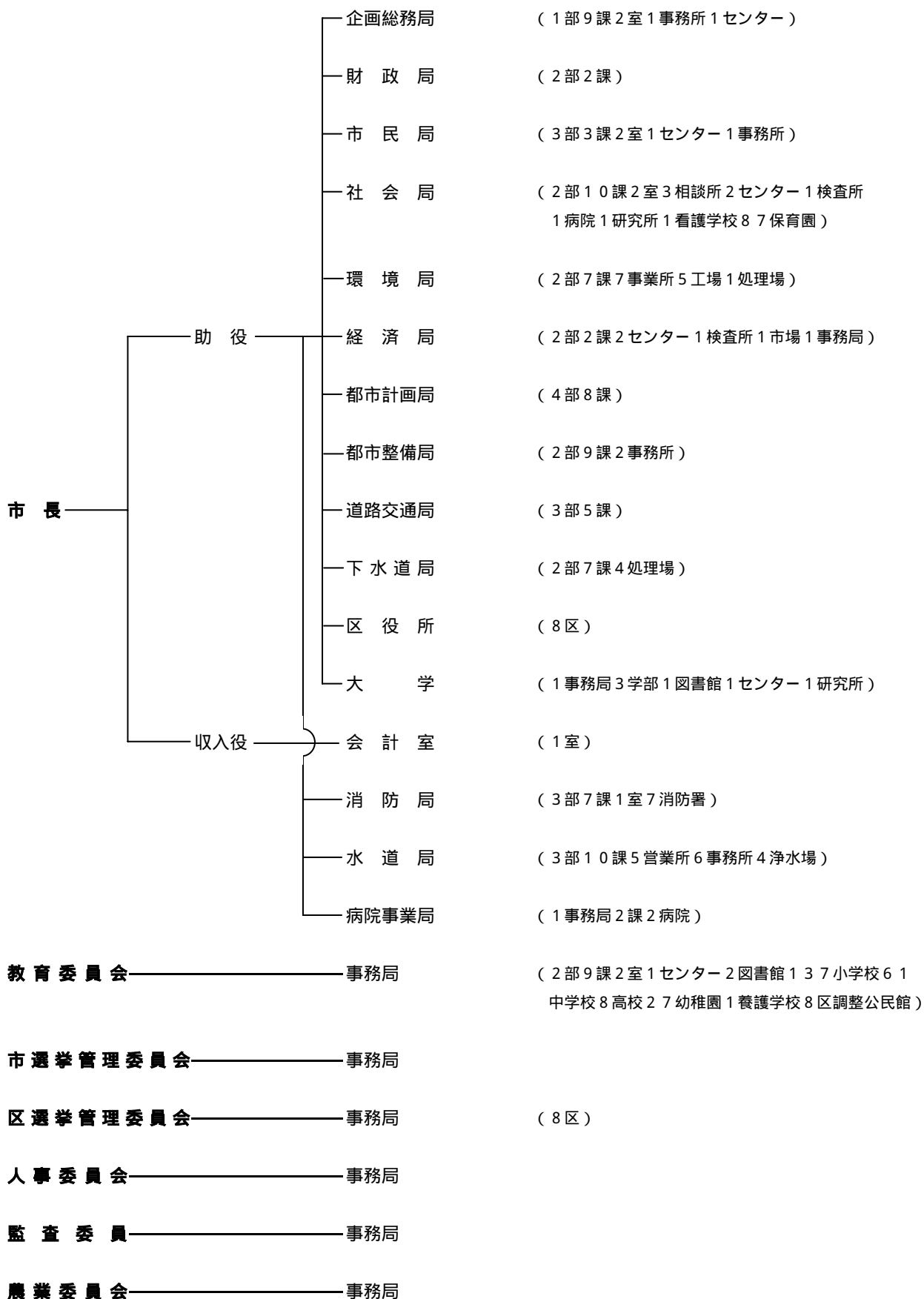
現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
1 執行機関 (資料1のとおり。)		1 執行機関 (資料2のとおり。)	
2 附属機関 広島市情報公開審査会など 65機関 (資料3のとおり。)		2 附属機関 湯来町情報公開審査会など 20機関 (資料3のとおり。)	

調整方針(案)	<p>(1) 湯来町の区域内に、佐伯区役所の出張所及び当該出張所の移動窓口を置くものとする。なお、平成17年度においては、住民の利便性を考慮し、急激な変化を来さないよう、出張所の組織、所掌事務等について、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(2) 湯来町に置かれている附属機関については、特別の措置を講じないものとする。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧湯来町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

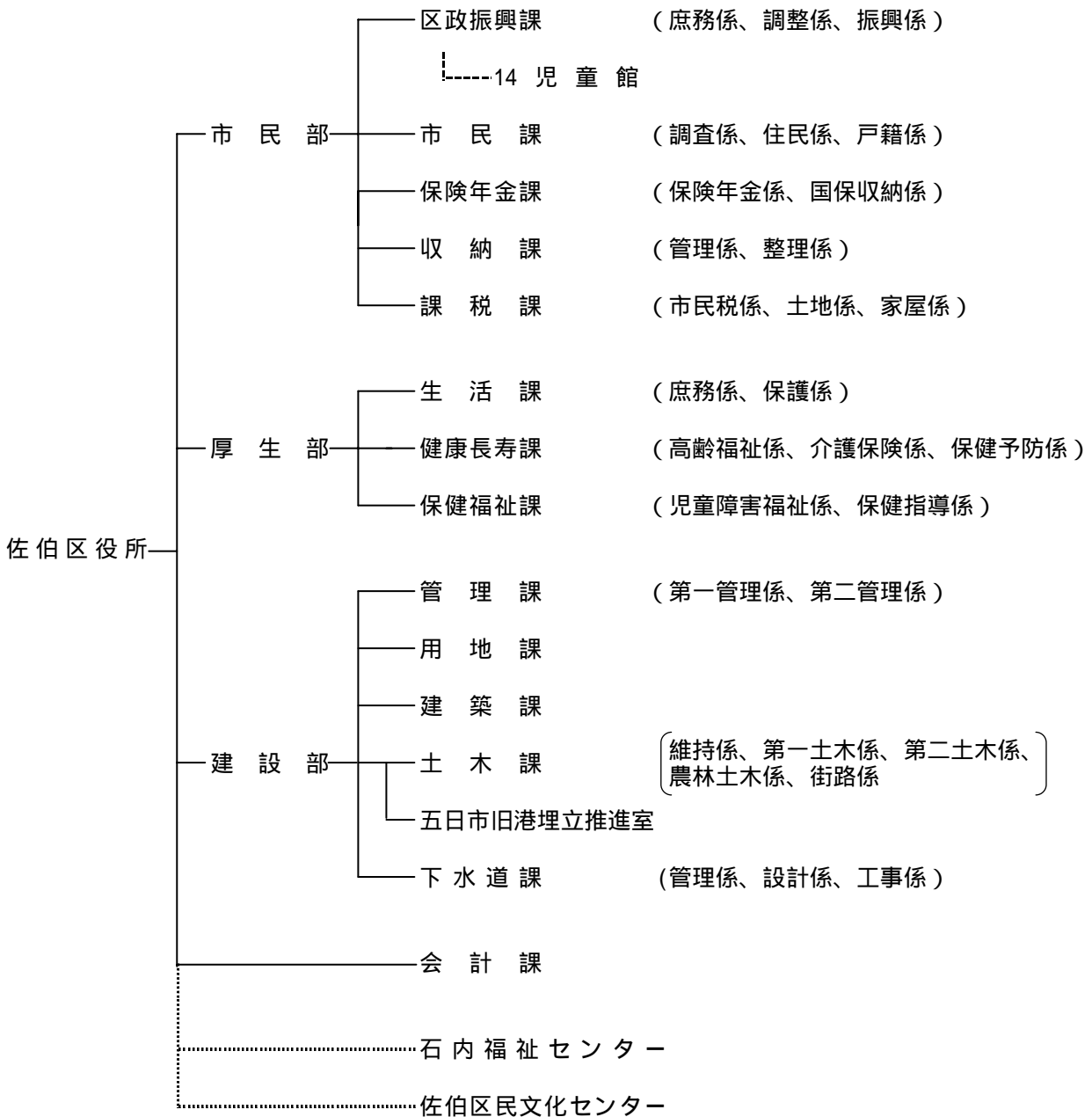
資料 1

広島市行政機構図（平成16年4月1日現在）



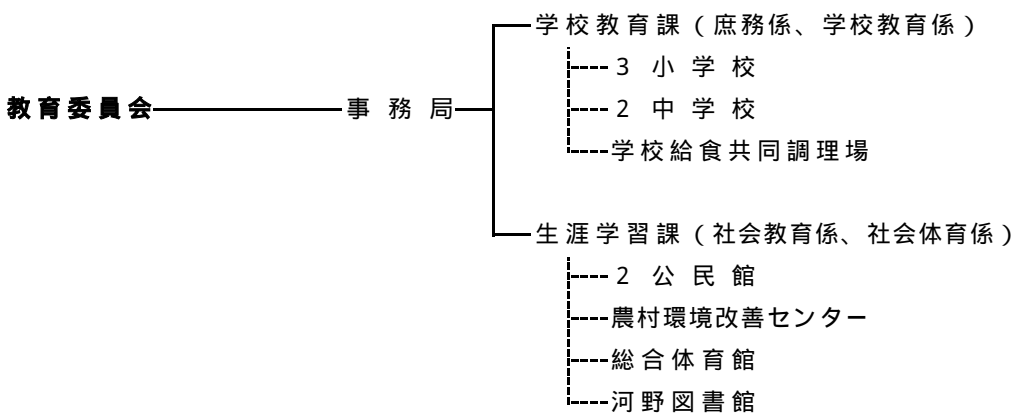
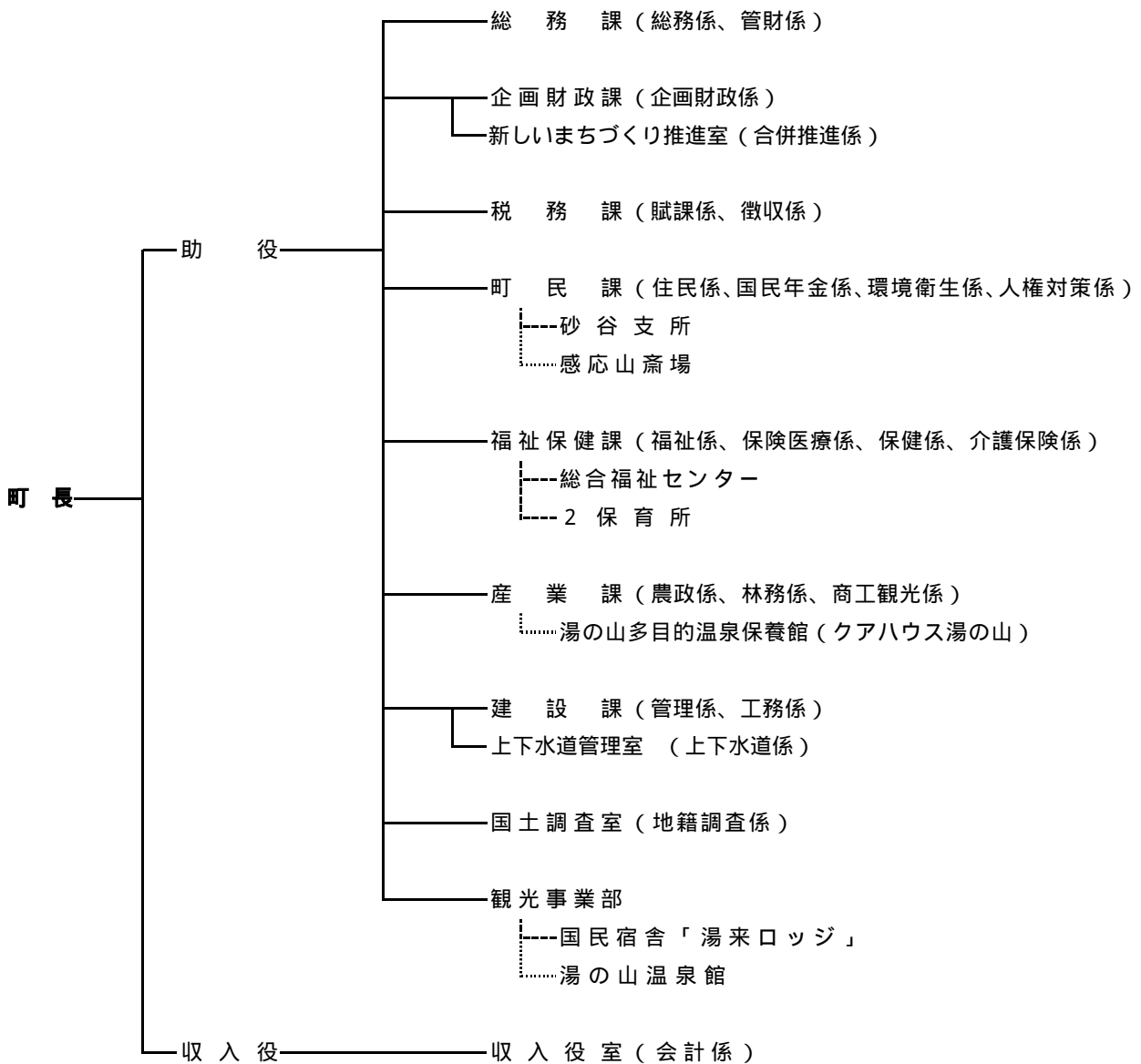
固定資産評価審査委員会

佐伯区行政機構図（平成16年4月1日現在）



資料 2

湯来町行政機構図（平成16年4月1日現在）



選挙管理委員会 —— 事務局

監査委員

農業委員会 —— 事務局

固定資産評価審査委員会

広島市及び湯来町の附属機関(平成16年4月1日現在)

広島市	湯来町
<p>1 法令によるもの(17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市介護認定審査会 ・広島市社会福祉審議会 ・広島市民生委員推薦会 ・広島市障害者施策推進協議会 ・広島市精神保健福祉審議会 ・広島市精神医療審査会 ・広島市国民健康保険運営協議会 ・広島市感染症診査協議会 ・広島市保健所結核診査協議会 ・広島市都市計画審議会 ・広島市土地利用審査会 ・広島市建築審査会 ・広島市開発審査会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)向洋駅周辺青崎土地区画整理審議会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原土地区画整理審議会 ・広島圏都市計画事業(広島平和記念都市建設事業)段原東部土地区画整理審議会 ・広島市防災会議 	<p>1 法令によるもの(4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯来町民生委員推薦会 ・広島県西部介護認定審査会(廿日市市、大野町及び宮島町との共同設置) ・湯来町国民健康保険運営協議会 ・湯来町防災会議
<p>2 条例によるもの(48)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市公文書館運営委員会 ・広島市個人情報保護審議会 ・広島市情報公開審査会 ・広島市総合計画審議会 ・国土利用計画(広島市計画)審議会 ・広島市公務災害補償等審査会 ・広島市公務災害補償等認定委員会 ・広島市特別職報酬等審議会 ・広島市消防団員等公務災害補償審査会 ・広島市男女共同参画審議会 ・広島市勤労青少年ホム運営委員会 ・広島市住居表示審議会 ・広島市スポーツ振興審議会 ・広島市民球場運営委員会 ・広島市保健所運営協議会 ・広島市予防接種健康被害調査委員会 ・広島市廃棄物処理事業審議会 ・広島市環境審議会 ・広島市環境影響評価審査会 	<p>2 条例によるもの(16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湯来町情報公開審査会 ・湯来町個人情報保護審査会 ・湯来町政治倫理審査会 ・湯来町表彰者選考審議会 ・湯来町総合計画審議会 ・湯来町特別職報酬等審議会 ・湯来町観光事業運営審議会 ・湯来町都市計画審議会 ・湯来町営住宅入居者選考審議会 ・湯来町水防協議会 ・湯来町文化財保護委員会 ・湯来町共同調理場運営委員会 ・湯来町社会教育委員会議 ・湯来町河野図書館運営協議会 ・湯来町公民館運営審議会 ・湯来町農村環境改善センター運営審議会

広島市	湯来町
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島市中央卸売市場開設運営協議会 ・ 広島市競輪運営委員会 ・ 広島市上瀬野町等旧慣使用林野整備審議会 ・ 広島市沼田上垣内地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田上垣内地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市沼田吉山地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業評価委員会 ・ 広島市白木中井原地区土地改良事業換地委員会 ・ 広島市屋外広告物審議会 ・ 広島市建築紛争調停委員会 ・ 広島市緑化推進審議会 ・ 広島市市営住宅審議会 ・ 広島港湾委員会 ・ 広島港旅客さん橋運営審議会 ・ 広島市交通安全対策会議 ・ 広島市交通災害共済審査委員会 ・ 広島市自転車等駐車対策協議会 ・ 広島市沼田農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市安佐白木農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市阿戸農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市五日市農業振興地域整備促進対策審議会 ・ 広島市立大学運営協議会 ・ 広島市立学校通学区域審議会 ・ 広島市青少年問題協議会 ・ 広島市社会教育委員会議 ・ 広島市公民館運営審議会 ・ 広島市文化財審議会 ・ 広島市立図書館協議会 	

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	一部事務組合等の取扱い
------	-------------

現 況 比 較

1 湯来町が加入している一部事務組合 (平成16年12月1日現在)

区 分	共同処理する事務	組合を組織する地方公共団体				
		湯来町	安芸太田町	芸北町	廿日市市	その他
山県郡西部衛生組合	一般廃棄物処理業の許可、し尿処理施設・ごみ処理施設の設置・維持管理、一般廃棄物の収集・運搬・処分、浄化槽清掃業の許可に関する事務				1 〔吉和地区が対象〕	-
山県西部消防組合	消防等に関する事務				〔吉和地区が対象〕	-
広島県市町村職員退職手当組合	退職手当の支給に関する事務					2
広島県市町村公務災害補償組合	議会の議員その他非常勤の職員に係る災害補償等に関する事務					3

- 1 平成17年4月1日脱退予定
- 2 県内3市、34町、24一部事務組合
- 3 県内4市、37町、27一部事務組合

2 公社等

広 島 市	湯 来 町
社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会 など36団体(資料のとおり。)	社会福祉法人湯来町社会福祉協議会 財団法人湯来振興公社

調整方針(案)	<p>(1) 湯来町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合及び広島県市町村公務災害補償組合については合併の日をもって脱退し、山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については広島市がこれらの組合の構成員となるよう所定の手続をとるものとする。なお、平成19年3月31日までに広島市がこれらの組合から脱退する方向で、関係機関と調整するものとする。</p> <p>(2) 湯来町にある公社等のうち、社会福祉法人湯来町社会福祉協議会については社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会に、財団法人湯来振興公社については広島市にある公社等に統合するよう、実情を考慮しながら調整するものとする。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

資料

広島市にある公社等

広島市土地開発公社
財団法人広島勤労者職業福祉センター
社団法人広島市シルバー人材センター
財団法人広島市ひと・まちネットワーク
財団法人広島市文化財団
財団法人広島市スポーツ協会
財団法人広島平和文化センター
社会福祉法人広島市社会福祉協議会
社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会など各区社会福祉協議会（8団体）
財団法人広島市福祉サービス公社
社会福祉法人広島市社会福祉事業団
財団法人広島市原爆被爆者協議会
財団法人広島原爆被爆者援護事業団
財団法人広島市環境事業公社
財団法人広島市産業振興センター
広島市流通センター株式会社
株式会社広島市産業情報サービス
財団法人広島観光コンベンションビューロー
財団法人広島市農林業振興センター
財団法人広島市水産振興協会
財団法人広島市都市整備公社
財団法人広島市動植物園・公園協会
広島地下街開発株式会社
広島駅南口開発株式会社
広島高速道路公社
広島高速交通株式会社
財団法人広島市防災センター
財団法人広島市水道サービス公社
財団法人広島市学校給食会

（計 36団体）

上表に掲げている団体は、広島市の公益法人等指導調整要綱における指導調整団体（広島市が資本金の2分の1以上を出資している団体等）[28団体]及び各区の社会福祉協議会[8団体]

議題 17

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	消防団の取扱い
------	---------

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
1 組織及び定数		1 組織及び定数	
(1) 分団数 8消防団81分団		(1) 分団数 4分団	(町役場の本部分団1分団を含む。)
(2) 条例定数 2,613人(実員 2,522人)		(2) 条例定数 170人(実員 164人)	
[うち佐伯消防団]			
(1) 分団数 6分団			
(2) 団定員 214人(実員 203人)			
2 報酬		2 報酬	
(1) 年額報酬		(1) 年額報酬	
・団長 79,000円		・団長 102,000円	
・副団長 65,500円		・副団長 75,000円	
・分団長 47,000円		・分団長 50,000円	
・副分団長 42,000円		・副分団長 40,000円	
・部長 35,000円		・部長 35,000円	
・班長 33,500円		・班長 28,000円	
・団員 32,500円		・団員 25,000円	
(2) 出務報酬		(2) 出務報酬	
1回につき		1回につき	
・5時間以上 6,500円		・4時間以上 5,400円	
・2時間以上5時間未満 3,250円		・4時間未満 2,700円	
・2時間未満 2,150円			
注 数値は、平成16年4月1日現在		注 数値は、平成16年4月1日現在	

調整方針(案)	<p>(1) 湯来町の消防団は、広島市佐伯消防団に統合してその分団とし、分団の組織等については、市域内の他の分団との均衡を失しないよう措置するものとする。</p> <p>(2) 湯来町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐものとする。</p>
---------	--

備 考	合併後の広島市消防団の組織及び定数 ・ 分団数 8 消防団 8 4 分団 ・ 条例定数 2,753 人 (実員 2,686 人) [うち佐伯消防団] ・ 分団数 9 分団 うち湯来町分 3 分団 ・ 団定員 354 人 (実員 367 人) うち湯来町分 140 人 (実員 164 人) 注 数値は、平成 16 年 4 月 1 日現在 【参考】 常備消防の現況	
	広 島 市	湯 来 町
	1 安芸区以外の区は、広島市消防局で処理 広島市消防局の組織及び定数 ・ 署所の数 7 消防署 24 出張所 ・ 条例定数 1,105 人 (実員 1,090 人) 2 安芸区は、海田地区消防組合で処理 (1) 構成員 広島市、海田町、熊野町、坂町 (2) 組織及び定数 ・ 署所の数 1 消防署 4 出張所 ・ 条例定数 166 人 (実員 166 人)	1 山県西部消防組合で処理 (1) 構成員 湯来町、安芸太田町、芸北町、 廿日市市 (吉和地区が対象) (2) 組織及び定数 ・ 署所の数 1 消防署 2 出張所 ・ 条例定数 49 人 (実員 46 人)

議題 18

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	税の取扱い
------	-------

現 況 比 較		
区 分	広 島 市	湯 来 町
法人市・町民税 (市町村内に事務所、事業所又は寮等がある法人等に課税される普通税)	(均等割) ・標準税率 (法人税割) ・大法人 制限税率(14.7%) ・小法人 標準税率(12.3%)	(均等割) ・標準税率 (法人税割) ・標準税率(12.3%)
事業所税 (人口30万以上の都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるための目的税)	事業を行う法人又は個人に課税している。 (資産割)事業所床面積1,000㎡を超えるもの ・事業所床面積1㎡につき600円 (従業者割)従業者数100人を超えるもの ・従業者給与総額の0.25%	課税できない。
都市計画税 (都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税)	市街化区域の土地又は家屋の所有者に課税している。(固定資産税と併せて徴収) ・税率0.3%	課税していない。(市街化区域なし。)
入湯税 (鉱泉浴場所在の市町村が、観光の振興等の費用に充てるための目的税)	・宿泊入湯客 1泊につき150円 ・日帰り入湯客 1日につき 50円	・入湯客 1日につき150円

調整方針(案)	<p>税は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、次の各号に掲げる市税については、それぞれ当該各号に定める取扱いとするものとする。</p> <p>(1) 法人市民税 法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から統一するものとする。</p> <p>(2) 事業所税 平成17年10月1日以後に終了する事業年度分(個人に係るものについては、平成17年分)から課税するものとする。</p>
---------	--

備 考	
-----	--

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	使用料、手数料、負担金等の取扱い
------	------------------

現 況 比 較			
使用料、手数料、負担金等の件数		(平成 16 年 4 月 1 日現在)	
区 分	広 島 市	湯 来 町	備 考
使 用 料	7 9 件	2 0 件	資料 1 のとおり。
手 数 料	3 9 件	1 6 件	資料 2 のとおり。
負 担 金 等	1 1 件	1 0 件	資料 3 のとおり。
計	1 2 9 件	4 6 件	

調整方針(案)	使用料、手数料、負担金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	--------------------------------------

備 考	
-----	--

資料1 使用料一覧表

1 湯来町(20件)

備考欄は、広島市にある同様の使用料

名 称	内 容		備 考	
行政財産の使用料	[湯来町行政財産の使用料に関する条例第2条]	<p>会議等のために一時的に建物を使用する場合 1,000円/室</p> <p>建物敷地、物置等として土地を使用する場合 200円/㎡・月</p> <p>一時的催しものために土地を使用する場合 (3時間までごとに) 2,000円/100㎡</p>	[広島市財産条例第2条]	<p>講演会、会議等のため建物を一時的に使用する場合 ・講堂又は屋内体育館(500㎡未満、500㎡以上) ・教室 (1時間までごとに) 650円、1,410円 120円/室</p> <p>体育・文化行事等のため一時的に土地を使用する場合 ・1日のうち時間を単位として使用する場合 ・使用する期間が1日以上の場合 53円/100㎡・時間 795円/100㎡・日</p>
総合福祉センター使用料	[湯来町総合福祉センター設置及び管理条例第8条]	<p>原則 無料</p> <p>一般使用 (基本使用料 4時間まで) (昼間:8:30~17:00、 夜間:18:00~22:00)</p> <p>・多目的ホール (16,000円、8,000円) ・ロビー (3,200円、1,600円) ・相談室、指導室 (1,600円、800円) ・調理実習室 (3,200円、1,600円) ・会議室 (1,600円、800円)</p> <p>(追加使用料 1時間までごとに) 2,500円 500円 250円 500円 250円</p> <p>・冷暖房料 上記基本使用料及び追加使用料の50%</p>		
火葬場使用料	[湯来町火葬場設置及び管理条例第7条]	<p>・大人の遺体の火葬 20,000円/体 ・小人(12歳未満)の遺体の火葬 15,000円/体 ・死産児の火葬 10,000円/体 ・手術肢体等の焼却 11,000円/個 ・死体一時保管 8,000円/日・体</p> <p>大字和田に住所を有する者は、上記金額から1,000円を減じる。</p>	[広島市火葬場条例第5条]	<p>・12歳以上の遺体の火葬 8,200円/体 ・12歳未満の遺体の火葬 5,900円/体 ・死産児の火葬 3,200円/体 ・時間外火葬 上記金額に1,900円/体を追加 ・手術肢体等の焼却 1,100円/2kg (4,300円、8,700円/体) ・小動物死体の焼却(小、大) ・遺体の一時保管 1,100円/日・体</p>
墓地使用料	[湯来町墓地設置及び管理条例第10条、第11条]	<p>・杉並台墓苑 250,000円/3㎡</p> <p>・杉並台墓苑(管理料) 30,000円/区画</p> <p>使用料等は、使用許可の際1回限り納付。</p>	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	<p>・三滝墓園、高高原墓園 9,000円~90,000円(等級に応じて)</p> <p>・平林墓地、天王墓地、釜ノ上墓地 15,000円/㎡</p> <p>使用料は、使用許可の際1回限り納付。</p>

名 称	内 容	備 考	
就業改善センター使用料	<p>[湯来町就業改善センター設置及び管理条例第7条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大集会室 ・その他の研修室 ・調理教室 ・和室 <p>・大集会室</p> <p>・その他の研修室</p> <p>・調理教室</p> <p>・和室</p> <p>・暖房料</p> <p>・ガス使用料</p>	<p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(基本料金 4時間まで) (昼間:9:00～17:00、 夜間:17:00～21:30) (2,000円、2,500円) (500円、630円) (1,000円、1,300円) (600円、750円)</p> <p>(追加料金 1時間までごとに) (昼間:9:00～17:00、 夜間:17:00～21:30) (500円、600円) (130円、160円) (250円、300円) (150円、200円)</p> <p>上記基本料金及び追加料金の50%</p> <p>300円/回</p>	
農村環境改善センター使用料	<p>[湯来町農村環境改善センター設置及び管理条例第7条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多目的ホール ・農事研修室 ・和室(14畳) ・和室(6畳)、生活改善室 ・調理室 ・農事実習室、各コーナー等 <p>・多目的ホール</p> <p>・農事研修室</p> <p>・和室、生活改善室</p> <p>・調理室</p> <p>・農事実習室、各コーナー等</p> <p>・冷暖房料</p>	<p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(基本使用料 4時間まで) (昼間:8:30～17:00、 夜間:17:00～22:00) (2,000円、2,500円) (500円、630円) (600円、750円) (400円、500円) (1,000円、1,300円) (400円、500円)</p> <p>(追加使用料 1時間までごとに) (昼間:8:30～17:00、 夜間:17:00～22:00) (500円、600円) (130円、160円) (150円、200円) (250円、300円) (150円、200円)</p> <p>上記基本料金及び追加料金の50%</p>	
国民宿舎湯来ロッジ利用料金	<p>[湯来町観光事業の設置等に関する条例第9条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊利用料(1人1泊2食付) ・大人(中学生以上) ・小学生 ・幼児 ・入湯料(中学生以上) <p>休憩各室利用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個室5(定員3人～9人) <p>・広間7(定員30人～150人)</p> <p>・会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1会議室(定員60人) 研修室(定員100人) 大ホール(定員400人) <p>入湯料(入浴のみ利用者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大人(中学生以上) ・小人(4歳以上) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴衣・半天1枚 ・寝具一式 ・麻雀一式 ・カラオケ 	<p>利用料金は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>6,400円、6,700円(トイレ付) 5,900円、6,200円(トイレ付) 1,800円(食事は実費) 50円/人</p> <p>(3時間まで) 2,700円～8,100円 (6時間まで) 3,000円～9,000円 (定員1人増すごとに) 400円</p> <p>1,000円/人</p> <p>(3時間まで、6時間まで) (15,000円、20,000円) (35,000円、45,000円) (85,000円、105,000円)</p> <p>(1人1回、1人2回以上) (381円、619円) (190円、333円)</p> <p>100円 200円 1,000円 10,000円</p>	

名 称	内 容	備 考	
湯の山温泉館 利用料金	<p>[湯来町観光事業の設置等に関する 条例第9条]</p> <p>入湯料(入浴のみ利用者) ・大人(小学生以上) ・幼児(3歳以上)</p> <p>休憩料</p>	<p>利用料金は下記の金額に 1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(1人1回、1人2回以上) (286円、619円) (95円、333円)</p> <p>1,000円</p>	
湯来町多目的 温泉保養館 (クアハウス湯 の山)使用料	<p>[湯来町多目的温泉保養館の設置及 び管理条例第7条]</p> <p>一般個人1回利用券 ・個人1回利用券 ・個人回数券(11枚) ・個人年間利用券 ・家族年間利用券</p> <p>法人年間利用券 ・法人利用券(120枚) ・法人会員券(5枚)</p> <p>団体(20人以上)</p> <p>貸出 ・水着 ・バスローブ</p>	<p>(大人(中学生)、小人(小学 生)、幼児(3歳以上))</p> <p>(1,500円、800円、400円) (15,000円、8,000円、4,000円) (35,000円、18,000円、10,000 円) 35,000円+加算額(25,000円(大 人1人を除く。)、10,000円、 5,000円)</p> <p>150,000円 200,000円</p> <p>(1,300円、700円、300円)</p> <p>400円/人・回 300円/人・回</p>	
農業集落排水 施設使用料	下水道事業の取扱いにおいて協議		
小・中学校運 動場使用料	<p>[湯来町使用料条例第2条]</p> <p>・小・中学校運動場</p> <p>・小・中学校屋内運動場</p>	<p>(1時間までごとに) 100円(夜間照明施設を使用す る場合は500円)</p> <p>100円(夜間照明施設を使用す る場合は200円)</p>	<p>[広島市立学校体育施設開放事業実 施要綱]</p> <p>広島市立小学校・中学校・高等学 校の体育施設(屋外運動場、屋内運 動場、武道場)の使用料</p> <p>無料。ただし、照明設備の電気 料金は使用者が負担(プリペイド カード方式)</p>
河野図書館使 用料	<p>[湯来町河野図書館設置及び管理条 例第10条]</p> <p>原則</p> <p>図書館資料の利用及び読書推進 以外の目的で使用する場合</p> <p>・展示室 ・視聴覚室、学習室</p> <p>・展示室 ・視聴覚室、学習室</p> <p>・冷暖房料</p>	<p>無料</p> <p>(基本使用料 4時間まで) 3,360円 1,680円 (追加使用料 1時間までごとに) 525円 262円</p> <p>上記基本使用料及び追加使用 料の50%</p>	<p>[広島市立中央図書館条例]</p> <p>使用料に関する定めなし。</p>

名 称	内 容	備 考
公民館使用料	<p>〔湯来町公民館条例第12条〕</p> <p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(基本料金 4時間まで) (昼間:9:00~17:00、 夜間:17:00~)</p> <p>・大会議室 (2,000円、2,500円) ・和室研修室 (600円、750円) ・研修室 (500円、630円) ・小会議室、児童室、図書室、展示室、ホール (400円、500円) ・調理室 (1,000円、1,300円)</p> <p>(追加料金 1時間までごとに) (昼間:9:00~17:00、 夜間:17:00~)</p> <p>・大会議室 (500円、600円) ・和室研修室 (150円、200円) ・研修室 (130円、160円) ・小会議室、児童室、図書室、展示室、ホール (100円、130円) ・調理室 (250円、300円)</p> <p>・冷暖房料 上記基本料金及び追加料金の50%</p> <p>・調理室のガス使用料 300円/回</p>	<p>〔広島市公民館条例第6条〕</p> <p>・ホール ・大集会室 ・研修室、会議室、実習室、和室</p> <p>(3時間まで) 5,960円~11,930円 3,570円 1,190円/室</p> <p>(超過使用料 1時間までごとに) 1,980円~3,970円 1,190円 390円/室</p>
総合体育館使用料	<p>〔湯来町総合体育館設置及び管理条例第10条〕</p> <p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(1時間までごとに)</p> <p>アリーナ ・施設 1,200円(全面)、600円(半面)、200円(個人1回) ・照明 600円(全灯)、300円(半灯)</p> <p>サブアリーナ(武道場) ・施設 600円(全面)、300円(半面)、200円(個人1回) ・照明 200円(全灯)、100円(半灯) ・冷暖房 1,000円</p> <p>会議室 ・施設 400円(全室)、200円(半室) ・冷暖房 500円(全室)、250円(半室)</p> <p>トレーニング室 ・個人使用(1回) 200円 ・個人利用回数券(11回分) 2,000円</p> <p>音響設備 1,000円</p> <p>22:00以降使用する場合は、1時間につき上記金額の5割を、使用者が入場料を徴収する場合は、上記金額の10割を、それぞれ加算。</p>	<p>〔広島市スポーツセンター条例第8条〕</p> <p>個人使用の場合 ・大・中・小体育室、柔道場、剣道場、柔剣道場、弓道場 ・トレーニング室 (310円、480円) ・プール (220円、430円)</p> <p>専用使用の場合 ・大体育室 (3,390円、5,240円) ・中体育室、弓道場 (2,260円、3,500円) ・小体育室、柔道場、剣道場、柔剣道場 (1,130円、1,740円) ・プール (4,840円、8,750円) ・庭球場 (260円、440円)</p> <p>・会議室 390円 ・ロッカー 100円/個・回</p> <p>使用者が入場料等を徴収する場合は、上記金額に入場料等の10倍(小人の専用使用は5倍)を加算。</p>
湯来町運動広場使用料	<p>〔湯来町運動広場設置及び管理条例第10条〕</p> <p>使用料は下記の金額に1.05を乗じて得た金額となる。</p> <p>(1時間までごとに)</p> <p>施設 ・グラウンド 500円~600円/面 ・テニスコート 400円/面 ・スポーツセンター(談話室、和室、調理室) 100円/室</p> <p>照明 ・全灯(野球等) 1,000円/面 ・半灯(ソフト等) 500円/面 ・テニスコート 200円~400円/面</p> <p>使用者が入場料を徴収する場合は、上記金額の10割を加算。</p>	<p>〔広島市運動場条例第6条〕</p> <p>運動広場 ・全体を専用する場合 (1時間までごとに) (小人、大人) (230円~670円、440円~1,130円) ・一部を専用する場合 (50円/面、80円/面)</p> <p>・夜間照明設備を利用する場合 70円/基</p>

名 称	内 容		備 考	
町営住宅等使用料	【湯来町営住宅設置及び管理条例第16条、第40条、第52条】 ・家賃 市町村立地係数 = 0.7 利便性係数 = すべて0.8 その他の係数の定め方は広島市、湯来町ともに同じ。 ・社会福祉法人等 ・附設駐車場	(家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) 近傍同種の住宅家賃以下 (2台目以上) 1,500円/台・月	【広島市市営住宅等条例第14条、第43条、第58条】 ・家賃 市町村立地係数 = 1.1 利便性係数 = 0.7 ~ 1.0 ・社会福祉法人等 ・附設駐車場	(家賃算定基礎額) × (市町村立地係数) × (規模係数) × (経過年数係数) × (利便性係数) 近傍同種の住宅家賃 佐伯区(市街化区域以外)は、2,100円(平面・普通区画)
道路占用料	【湯来町道路占用料徴収条例第2条】 ・第1種電柱	770円/本・年 (市の3級地に相当)	【広島市道路占用料徴収条例第3条】 ・第1種電柱 1級地(中区、東区(除外地域あり)、南区、西区) 2級地(安佐南区(除外地域あり)、安芸区(除外地域あり)、佐伯区) 3級地(1級地及び2級地以外の区域)	2,200円/本・年 1,000円/本・年 770円/本・年
簡易水道料金	水道事業の取扱いにおいて協議			
下水道使用料	下水道事業の取扱いにおいて協議			
下水道占用料	【湯来町公共下水道条例第26条】	町長が個別に定める。	【広島市下水道条例第32条】	市道の道路占用料の例による。

2 広島市(79件)

[名称に 印を付しているものは湯来町にも同様の使用料があるもの]

備考欄は、施設が複数ある場合の施設数等

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
行政財産の使用料	[広島市財産条例第2条]	
老人福祉センター使用料	[広島市老人福祉センター条例第7条]	3か所
老人いこいの家使用料	[広島市老人いこいの家条例第6条] [広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘条例第6条]	17か所
隣保館使用料	[広島市隣保館条例第5条]	2館
地域福祉センター使用料	[広島市地域福祉センター条例第7条]	6か所 (H16.7.20~)
福祉センター使用料	[広島市福祉センター条例第7条]	10館
女性福祉センター使用料	[広島市女性福祉センター条例第7条]	
勤労青少年ホーム使用料	[広島市勤労青少年ホーム条例第7条]	3館
寡婦寮(光風苑)使用料	[広島市寡婦寮条例第7条]	
くりが丘保育園保育料	[広島市保育園条例第8条]	
療育相談所・療育相談室使用料	[広島市こども療育センター条例第31条]	センター 分館(北部、西部)
心身障害者福祉センター使用料	[広島市中心身障害者福祉センター条例第9条]	
障害者デイサービスセンター利用料金	[広島市障害者デイサービスセンター条例第8条]	3か所
皆賀園利用料金	[広島市皆賀園条例第8条]	
保健センター使用料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	8か所(各区1か所)
舟入病院使用料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
安芸市民病院使用料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
市民病院使用料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例]	
健康管理・増進センター使用料 健康科学館観覧料	[広島市健康づくりセンター条例第6条]	
看護専門学校授業料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第4条]	
精神保健福祉センター使用料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
火葬場使用料	[広島市火葬場条例第5条]	3か所
墓地及び納骨堂使用料	[広島市墓地及び納骨堂条例第11条]	27か所
工業技術センター使用料	[広島市工業技術センター条例第7条]	
ユース・ホステル使用料	[広島ユース・ホステル条例第11条]	
消費生活センター使用料	[広島市消費生活センター条例第7条]	
中小企業会館使用料	[広島市中小企業会館条例第8条]	本館 分館1館
農業振興センター(安佐分場)使用料	[広島市農業振興センター条例第5条]	本館 分場(安佐)
市民農園使用料	[広島市市民農園条例第10条]	2か所
漁船巻揚施設使用料	[広島市漁船巻揚施設条例第5条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
中央市場使用料 東部市場使用料 食肉市場使用料	[広島市中央卸売市場業務条例第71条]	3か所
と畜場使用料	[広島市と畜場条例第4条]	
競輪場入場料	[広島市競輪条例第3条]	
農業集落排水処理施設使用料	[広島市農業集落排水処理施設条例第13条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
高等学校・幼稚園の授業料、入学料、高等学校(定時制)の聴講料	[広島市立学校条例第3条、第3条の2、第4条の2]	幼稚園 27園 高等学校 9校
市立大学入学料、授業料、学生寮使用料	[広島市立大学条例第11条、第12条、第15条]	
広島城観覧料 望遠鏡使用料	[広島城条例第4条～第6条]	
こども村使用料	[広島市こども村条例第5条]	
レクリエーションセンター使用料	[広島市深入山自然レクリエーションセンター条例第5条]	
国際会議場使用料	[広島国際会議場条例第6条]	
留学生会館使用料	[広島市留学生会館条例第9条]	
平和記念資料館観覧料・使用料	[広島平和記念資料館条例第5条、第9条]	
まちづくり市民交流プラザ使用料	[広島市まちづくり市民交流プラザ条例第7条]	
区民文化センター使用料	[広島市区民文化センター条例第6条]	8館(各区1館)
現代美術館観覧料等	[広島市現代美術館条例第7条、第8条]	
文化創造センター使用料	[広島市文化創造センター条例第7条]	
公民館使用料	[広島市公民館条例第6条]	68館
青少年センター使用料	[広島市青少年センター条例第7条]	
国際青年会館使用料	[広島市国際青年会館条例第7条]	
少年自然の家使用料	[広島市少年自然の家条例第7条]	
プラネタリウム観覧料	[広島市こども文化科学館条例第4条]	
江波山気象館入館料	[広島市江波山気象館条例第5条]	
交通科学館観覧料、自転車等使用料	[広島市交通科学館条例第5条、第6条]	
女性教育センター使用料	[広島市女性教育センター条例第8条]	
郷土資料館入館料	[広島市郷土資料館条例第5条]	
映像文化ライブラリー設備使用料、映画鑑賞料	[広島市映像文化ライブラリー条例第5条]	
グリーンスポーツセンター使用料	[広島市グリーンスポーツセンター条例第7条]	
有料公園施設(中央公園ファミリープール、竜王公園野球場等、草津公園野球場、寺迫公園野球場等、可部運動公園野球場等、瀬野川公園野球場等、佐伯運動公園テニスコート等、広島広域公園陸上競技場等)使用料	[広島市公園条例第10条]	8か所
総合屋内プール使用料	[広島市総合屋内プール条例第7条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
スポーツセンター使用料	[広島市スポーツセンター条例第8条]	8館(各区1館) 分館(プール3館、 体育館1館)
運動広場使用料	[広島市運動場条例第6条]	22か所
市民球場使用料	[広島市民球場条例第9条]	
体育館使用料	[広島市体育館条例第7条]	3館
自転車等駐車場料金	[広島市自転車等駐車場条例第6条]	23か所
駐車場料金	[広島市市営駐車場条例第3条、第14条]	39か所
西部埋立第五公園駐車場使用料	[広島市公園条例第10条]	
道路附属物駐車場料金	[広島市道路附属物駐車場駐車料金徴収条例第4条]	
市営住宅等使用料(市営住宅、附設駐車場、市営店舗)	[広島市市営住宅等条例第17条、第46条、第54条、第61条]	住宅 144住宅 駐車場 63か所 店舗 22店舗
森林公園使用料(昆虫館入館料、モノレール使用料、駐車料金等)	[広島市森林公園条例第6条、第9条～第11条]	
植物公園等使用料	[広島市公園条例第10条]	
安佐動物公園使用料(入園料、売店等使用料、駐車料金)	[広島市安佐動物公園条例第3条、第8条、第9条]	
西新天地公共広場使用料	[広島市西新天地公共広場条例第7条]	
広島駅南口地下広場使用料	[広島駅南口地下広場条例第8条]	
市営さん橋等港湾施設使用料	[広島市港湾施設条例第4条]	
下水道使用料	[広島市下水道条例第24条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
下水道占用料	[広島市下水道条例第32条]	
水道料金	[広島市水道給水条例第26条～第29条]	水道事業の取扱いにおいて協議
道路占用料	[広島市道路占用料徴収条例第3条]	
有料道路通行料金	[広島市有料道路通行料金条例第3条]	

この資料の使用料には、地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金等を含む。

資料2 手数料一覧表

1 湯来町(16件)

備考欄は、広島市にある同様の手数料

名 称	内 容	備 考
行政文書の開示 請求に係る写しの 交付手数料	〔湯来町情報公開条例第19条〕 ・文書・図面及び写真 多色A3まで 20円/枚 単色A3まで 100円/枚 単色A2からA0まで ・フィルム、電磁的記録 印刷物として出力したもの(A3まで) 両面印刷 は、片面を 1枚として算 定	〔広島市情報公開条例第15条〕 ・文書又は図画 カラー(片面、両面) その他(片面、両面) ・電磁的記録 録音テープ 220円/巻 ビデオテープ 280円/巻 フロッピーディスク 60円/枚 用紙に出力(A3大まで) カラー(片面、両面) その他(片面、両面) (100円/枚、200 円/枚) (10円/枚、20円 /枚) (100円/枚、200 円/枚) (10円/枚、20円 /枚)
個人情報の開示 請求に係る写しの 交付手数料	〔湯来町個人情報保護条例第30条〕 ・文書・図面及び写真 多色A3まで 20円/枚 単色A3まで 100円/枚 単色A2からA0まで ・フィルム、電磁的記録 印刷物として出力したもの(A3まで) 両面印刷 は、片面を 1枚として算 定	〔広島市個人情報保護条例第21条〕 ・文書又は図画 カラー(片面、両面) その他(片面、両面) ・電磁的記録 録音テープ 220円/巻 ビデオテープ 280円/巻 フロッピーディスク 60円/枚 用紙に出力(A3大まで) カラー(片面、両面) その他(片面、両面) (100円/枚、200 円/枚) (10円/枚、20円 /枚)
公簿、公文書又は 図面の閲覧手数料、写しの交付手 数料	〔湯来町手数料条例〕 ・公簿、公文書又は図面の閲覧 200円/件 ・公簿、公文書若しくは図面の謄本又は 200円/枚 抄本の交付	〔広島市証明等手数料条例〕 ・公簿、公文書又は図面の閲覧 300円/件 ・公簿、公文書若しくは図面の謄本又は 350円/件 抄本の交付 (公文書館所蔵の公文書等を除く。)
税関係手数料	〔湯来町手数料条例〕 ・税関係各種証明 200円/件 ・土地建物証明 (4件まで) 200円 (5件目からは50 円/件) ・住宅用家屋証明申請 1,300円/件	〔広島市証明等手数料条例〕 〔広島市都市計画関係手数料条例〕 ・税関係各種証明 350円/件 (2枚目からは 100円/枚) ・固定資産(土地・家屋)証明 350円/件 (2枚目からは 100円/枚) ・住宅用家屋証明申請 1,300円/件

名 称	内 容	備 考
戸籍、住民票等関係手数料	<p>[湯来町手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 除籍、原戸籍謄本・抄本 750円/件 住民基本台帳カードの交付又は再交付 500円/枚 戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 450円/件 戸籍記載事項証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明、戸籍届書、その他の書類の閲覧 350円/件 戸籍届書受理証明(上質紙) 1,400円/件 戸籍届書不受理証明 無料 住民票又は戸籍の附票の写し、住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明書、本籍、住所又は居所に関する証明書、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明書、外国人登録に関する証明、印鑑証明書交付、住民基本台帳の閲覧 200円/件 	<p>[広島市証明等手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 除籍、原戸籍謄本・抄本 750円/件 住民基本台帳カードの交付又は再交付 500円/枚 戸籍謄本・抄本、除籍、原戸籍記載事項証明 450円/件 戸籍記載事項証明及び戸籍に記載のない証明、戸籍届出書の記載事項の証明、戸籍届書受理証明、戸籍届書、その他の書類の閲覧 350円/件 戸籍届書受理証明(上質紙) 1,400円/件 戸籍届書不受理証明 無料 住民票又は戸籍の附票の写し、住民票又は戸籍の附票の記載事項に関する証明、本籍、住所又は居所に関する証明、身分証明書、火葬許可証を発行したことの証明、外国人登録に関する証明、印鑑証明、住民基本台帳の閲覧 300円/件
認可地縁団体関係手数料	<p>[湯来町手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可地縁団体告示事項証明 200円/件 認可地縁団体印鑑登録証明書交付 200円/件 	<p>[広島市証明等手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 認可地縁団体証明書 650円/件 認可地縁団体印鑑登録証明書 300円/件
衛生関係手数料	<p>[湯来町手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 550円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/件 狂犬病予防注射済票再交付 340円/件 <p>〔広島県手数料条例〕ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定動物飼育許可手数料 19,000円/件 特定動物飼育の変更許可手数料 12,000円/件 飲食店営業許可申請 16,000円/件 温泉利用許可申請 35,000円/件 旅館業許可申請 22,000円/件 興行場営業許可申請 22,000円/件 浴場業許可申請 22,000円/件 衛生検査所登録申請 80,000円/件 医薬品販売業許可申請 29,000円/件 	<p>[広島市衛生関係手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 犬の登録 3,000円/頭 狂犬病予防注射済票交付 620円/件 犬の鑑札の再交付 1,600円/件 狂犬病予防注射済票再交付 430円/件 <p>〔広島市手数料条例〕ほか</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定動物飼育許可手数料 19,000円/件 特定動物飼育の変更許可手数料 12,000円/件 飲食店営業許可申請 16,000円/件 温泉利用許可申請 35,000円/件 旅館業許可申請 22,000円/件 興行場営業許可申請 22,000円/件 浴場業許可申請 22,000円/件 衛生検査所登録申請 80,000円/件 医薬品販売業許可申請 29,000円/件
化製場設置許可等申請手数料	<p>[湯来町手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡獣畜取扱場設置許可申請 16,000円 化製場設置許可申請 25,000円 動物の飼養又は収容の許可申請 7,800円 	<p>[広島市化製場等に関する条例第3条]</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡獣畜取扱場設置許可申請 16,000円 化製場設置許可申請 25,000円 動物の飼養又は収容の許可申請 7,800円
一般廃棄物処理等手数料	ごみ及び尿処理事業の取扱いにおいて協議	
農林水産関係手数料	<p>[湯来町手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養登録票の交付、更新、再交付 3,400円/件 <p>〔広島県家畜人工授精料等徴収条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜人工授精料 8,580円/回 ~ 9,350円/回 	<p>[広島市農林水産関係手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣飼養登録票の交付、更新、再交付 3,400円/件 家畜人工授精料 2,100円(第1回) 1,050円(第2回~)
農業委員会各種手数料	<p>[湯来町手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の現況に関する証明 200円/件 	<p>[広島市証明等手数料条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 非農地証明、耕作証明 600円/枚 2枚目から100円増 農地法第3条の許可証明(農委区域内) 350円 農地法第4条・第5条の受理証明(市街化区域に係る農地転用(S55.10.1以降)) 350円

名 称	内 容		備 考	
屋外広告物許可申請等手数料	【湯来町手数料条例】 ・屋外広告物許可申請 【広島県屋外広告物条例第21条の6】 ・屋外広告物講習	350円/個～ 26,560円/個 5,230円	【広島市屋外広告物条例第22条】 ・屋外広告物許可申請 ・屋外広告物講習	350円/個～ 26,560円/個 5,230円
都市計画関係手数料	【湯来町手数料条例】 ・優良住宅新築認定申請 ・良質住宅新築認定申請 【広島県手数料条例】 ・建築確認申請 ・建築検査申請 【湯来町手数料条例】 ・優良宅地造成認定申請 【広島県手数料条例】 ・開発行為許可申請 ・宅地造成工事許可申請	6,200円～ 43,000円 6,200円～ 43,000円 5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円 86,000円 8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円	【広島市都市計画関係手数料条例】 ・優良住宅新築認定申請 ・建築確認申請 ・建築検査申請 ・優良宅地造成認定申請 ・開発行為許可申請 ・宅地造成工事許可申請	6,200円～ 45,000円 5,000円～ 460,000円 9,000円～ 370,000円 89,000円 8,900円～ 900,000円 12,000円～ 430,000円
消防関係手数料	【山県西部消防組合手数料条例】 ・火災り災証明、その他の諸証明	150円/件	【広島市証明等手数料条例】 ・り災証明	350円/件
排水設備指定工事店登録等手数料	下水道事業の取扱いにおいて協議			
設計審査手数料、工事検査手数料	水道事業の取扱いにおいて協議			

2 広島市(39件)

[名称に 印を付しているものは湯来町にも同様の手数料があるもの]

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
公文書の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市情報公開条例第15条]	
個人情報の開示請求に係る写しの交付手数料	[広島市個人情報保護条例第21条]	
公文書等の複写に係る手数料	[広島市公文書館条例第7条]	
税関係手数料	[広島市証明等手数料条例] [広島市都市計画関係手数料条例] [広島市市税条例第91条の3]	
戸籍、住民票等関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
被爆者援護法第33条第1項に規定する遺族の戸籍証明手数料	[戸籍の無料証明に関する条例]	
衛生関係手数料	[広島市衛生関係手数料条例]	
精神保健福祉センター手数料	[広島市精神保健福祉センター条例第7条]	
療育相談所・療育相談室の手数料	[広島市子ども療育センター条例第31条]	
保健センター手数料	[広島市保健センター使用料及び手数料条例]	
衛生研究所試験検査手数料	[広島市衛生研究所条例第5条]	
看護専門学校学力検査料(全日制・定時制)	[広島市立看護専門学校条例第3条]	
安芸市民病院手数料	[広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例]	
舟入病院手数料	[広島市舟入病院事業使用料及び手数料条例]	
市民病院手数料	[広島市病院事業使用料及び手数料条例]	
化製場設置許可等申請手数料	[広島市化製場等に関する条例第3条]	
フロン類回収業者等登録手数料	[広島市フロン類回収業者等登録手数料条例]	
一般廃棄物処理等手数料	[広島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条、第12条、第13条、第15条] [広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例第16条]	ごみ及びし尿処理事業の取扱いにおいて協議
工業技術センター手数料	[広島市工業技術センター条例第8条]	
計量関係手数料	[広島市計量手数料条例]	
農林水産関係手数料	[広島市農林水産関係手数料条例]	
農業委員会各種手数料	[広島市証明等手数料条例]	
地区計画内建築制限条例に基づく特例許可申請手数料	[広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第13条]	
屋外広告物許可申請等手数料	[広島市屋外広告物条例第22条]	
都市計画関係手数料	[広島市都市計画関係手数料条例]	
特殊車両通行許可申請手数料	[広島市特殊車両通行許可申請手数料条例]	
放置自転車の撤去、保管手数料	[広島市自転車等の放置の防止に関する条例第13条]	
道路管理関係手数料	[広島市証明等手数料条例]	
排水設備指定工事店登録等手数料	[広島市下水道条例第29条の2]	下水道事業の取扱いにおいて協議
中学校・高等学校入学者選抜料	[広島市立学校条例第4条]	
気象資料の複写交付手数料	[広島市江波山気象館条例第6条]	
郷土資料館手数料	[広島市郷土資料館条例第6条]	

名 称	根 拠 条 例 等	備 考
乗り物資料の複写交付手数料	[広島市交通科学館条例第7条]	
中央図書館資料複写手数料	[広島市立中央図書館条例第5条]	
こども図書館資料複写手数料	[広島市こども図書館条例第5条]	
市立大学入学検定料	[広島市立大学条例第10条]	
消防関係手数料	[広島市消防関係手数料条例] [広島市証明等手数料条例]	
設計審査手数料、工事検査手数料	[広島市水道給水条例第41条]	水道事業の取扱いに おいて協議
指定給水装置工事事業者指定手数料	[広島市水道給水条例第41条]	水道事業の取扱いに おいて協議

資料3 負担金等一覧表

1 湯来町(10件)

備考欄は、広島市にある同様の負担金等

名 称	内 容	備 考
土地改良事業賦課金	<p>[土地改良法第96条の4、第36条] [町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条]</p> <p>各年度ごとに事業費から国県補助金の額を除いたものを超えない範囲内において町長が定める。</p>	<p>[土地改良法第96条の4、第36条] [広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条]</p> <p>その年度における事業費から国県補助金を除いた額を超えない範囲内において市長が定める。</p>
建設事業分担金	<p>[湯来町建設事業分担金徴収条例第2条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村道路整備事業 (農道新設、改良、舗装) ・農村用水排水施設整備事業 (水路整備、ため池改修) ・農用地整備事業(草地開発) ・農林業生産流通施設整備事業 ・農村生活環境施設整備事業 ・林業生産基盤の整備事業 (林道新設、改良、舗装) (間伐造林等作業道整備) ・地域林業総合整備事業 ・林地の保全と森林の保護事業 (小規模崩壊地復旧事業) (林地崩壊防止事業) ・自然環境保全対策と緑化推進事業 ・災害復旧事業 (農地、農業施設) (林業施設) <p>かっこ内は具体的基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業費の2/10以内 (事業費の1/10又は受益総戸数×10万円のいずれか低い額) 事業費の2/10以内(事業費の1/10) 事業費の3/10以内(事業費 - 国県補助) 事業費の5/10以内 事業費の5/10以内 事業費の5/10以内 (事業費の1/10) (事業費の1/10) 事業費の5/10以内 事業費の5/10以内 (事業費の2.5/10) (事業費の1.25/10) 事業費の5/10以内 事業費の1/10以内 (事業費の1/10又は事業費 - 国県補助のいずれか低い額) (事業費の1/10以内) 	
非補助土地改良等町代行事業分担金	<p>[非補助土地改良等町代行事業に関する条例第2条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非補助土地改良等町代行事業 (湯来町建設事業分担金徴収条例に定める分担基準によることができないもの) <p>事業費の総額の範囲内において町長が定める。</p>	
老人ホーム入所費用	<p>[老人福祉法第28条] [老人福祉法による費用の徴収に関する規則第3条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被措置者 ・扶養義務者 <p>0円～81,100円/月 0円～191,200円/月</p>	<p>[老人福祉法第28条] [広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被措置者 ・扶養義務者 <p>0円～81,100円/月 0円～191,200円/月</p>

名 称	内 容	備 考
保育料	保健・福祉事業の取扱いにおいて協議	
補装具の交付措置費用	【児童福祉法第56条】 【児童福祉法施行細則第3条】 ・補装具(交付・修理) 身体障害児・扶養義務者	0円～全額/月 広島市では、利用者が直接事業者に費用を支払うため、市は負担金を徴収しない。
身体障害者更生援護施設入所措置費用	【身体障害者福祉法第38条】 【身体障害者福祉法施行細則第12条～第14条】 ・更生医療(入院) ・更生医療(入院外)、補装具(交付・修理) ・居宅支援 身体障害者・扶養義務者 ・指定施設支援への入所 身体障害者 扶養義務者 ・指定施設支援への通所 身体障害者 扶養義務者	0円～143,800円/月 0円～71,900円/月 (上限月額) 0円～47,800円/月 0円～81,100円/月 0円～95,600円/月 0円～40,500円/月 0円～47,800円/月 【身体障害者福祉法第38条】 【身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条】 ・居宅支援 被措置者・扶養義務者 ・更生施設等への入所 被措置者 扶養義務者 ・更生施設等への通所 被措置者 扶養義務者
知的障害者援護施設入所措置費用	【知的障害者福祉法第27条】 【知的障害者福祉法施行細則第4条】 ・居宅支援 身体障害者・扶養義務者 ・指定施設支援への入所 身体障害者 扶養義務者 ・指定施設支援への通所 身体障害者 扶養義務者	(上限月額) 0円～47,800円/月 0円～81,100円/月 0円～95,600円/月 0円～40,500円/月 0円～47,800円/月 【知的障害者福祉法第27条】 【知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第4条】 ・居宅支援 被措置者・扶養義務者 ・更生施設等への入所 被措置者 扶養義務者 ・更生施設等への通所 被措置者 扶養義務者
下水道事業受益者分担金	下水道事業の取扱いにおいて協議	
水道施設加入金	水道事業の取扱いにおいて協議	

2 広島市(11件)

[名称に 印を付しているものは湯来町にも同様の負担金等があるもの]

名 称	根 拠 法 令 等	備 考
農業集落排水事業分担金	[広島市農業集落排水事業分担金条例第4条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
土地改良事業賦課金	[土地改良法第96条の4、第36条] [広島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条]	
土木事業及び耕地関係事業費負担金	[広島市土木事業及び耕地関係事業費負担金賦課徴収条例第3条]	
土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金	[広島市土地改良事業及び農地等の災害復旧事業分担金賦課徴収条例第3条]	
老人ホーム入所費用	[老人福祉法第28条] [広島市老人ホーム入所措置等に関する規則第7条]	
保育料	[児童福祉法第56条] [広島市保育の実施に関する条例第3条] [広島市保育の実施に関する条例施行規則第6条]	保健・福祉事業の取扱いにおいて協議
児童福祉施設入所措置費用	[児童福祉法第56条] [児童福祉法に基づく措置等に関する規則第5条]	
身体障害者更生援護施設入所措置費用	[身体障害者福祉法第38条] [身体障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第3条]	
知的障害者援護施設入所措置費用	[知的障害者福祉法第27条] [知的障害者福祉法に基づく措置等に関する規則第4条]	
下水道事業受益者負担金	[都市計画法第75条] [広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)下水道事業受益者負担に関する条例第4条]	下水道事業の取扱いにおいて協議
水道施設整備納付金	[広島市水道給水条例第40条]	水道事業の取扱いにおいて協議

議題 20

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	補助金等の取扱い
------	----------

現 況 比 較			
補助金等の件数		(平成 16 年 4 月 1 日現在)	
区 分	広 島 市	湯 来 町	備 考
広島市及び湯来町の両方にある補助金等	4 4 件		資料 1 のとおり。
広島市にのみ又は湯来町にのみある補助金等	1 4 2 件	3 4 件	広島市：資料 2 のとおり。 湯来町：資料 3 のとおり。
計	1 8 6 件	7 8 件	

調整方針(案)	補助金等は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	------------------------------

備 考	広島市及び佐伯区並びに湯来町の各社会福祉協議会が交付している補助金等については、「社会福祉法人佐伯区社会福祉協議会・社会福祉法人湯来町社会福祉協議会・社会福祉法人広島市社会福祉協議会合併協議会」において協議を行う。
-----	---

資料1 広島市及び湯来町の両方にある補助金等(44件)

名	称
集会施設整備費補助	
芸術文化団体事業補助	
各種スポーツ大会開催補助	
体育協会等補助	
体育団体等育成指導補助	
人権擁護委員協議会運営費補助	
民生委員児童委員協議会運営費補助	
生活福祉資金貸付償還金利子補給	
老人クラブ連合会補助	
高齢者公共交通機関利用助成	
社会福祉法人による介護サービス利用者負担減免措置助成	
住宅改修申請書作成事務補助	
心身障害者就労促進事業費補助	
心身障害者(児)福祉団体事業補助	
障害者公共交通機関利用助成	
精神障害者就労促進事業費補助	
精神障害者居宅介護等事業補助	
精神障害者短期入所事業補助	
遺族会運営費補助	
原爆死没者慰霊等事業補助	
病院群輪番制病院運営事業補助	
公衆衛生推進協議会事業補助	
献血推進協力会等補助	
浄化槽設置整備事業費助成	
商工会事業補助	
農業制度資金利子補給事業補助	
有害鳥獣駆除対策事業補助	
有害鳥獣駆除事業補助(駆除班補助)	
森林造成事業補助	
河川清掃事業補助	
がけ地近接等危険住宅移転事業補助	
街路灯設置補助	
バス運行対策費補助	
消防団共済制度補助	
政務調査費補助	
私立幼稚園助成	
私立幼稚園就園奨励費補助	
P T A協議会等事業補助	
指定文化財保存事業補助	
社会教育団体事業補助	
女性団体等事業補助	
各種更生保護団体事業補助	
青少年育成団体事業補助	
学校保健会事業補助	

資料2 広島市にのみある補助金等（142件）

名	称
法律扶助協会事業補助	
統計調査事業補助	
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業費補助	
警察署管内防犯組合連合会補助	
屋外掲示板設置補助	
コミュニティ交流協議会補助	
地域活動振興補助	
コミュニティ助成	
暴力追放団体事業補助	
労働者福利厚生事業助成	
消費者協会事業補助	
広島交響楽協会事業補助	
学区体育振興事業補助	
競技力向上対策事業補助	
被爆建物等保存・継承事業補助	
女性団体連絡会議補助	
民間一時保護事業補助	
民間社会福祉施設整備費等補助	
民間社会福祉施設整備費等借入金元利補助	
民間社会福祉施設小規模整備等補助	
民間社会福祉施設職員給与改善費補助	
民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助	
単位老人クラブ補助	
老人福祉施設連盟機関紙発行事業補助	
軽費老人ホーム事務費補助	
島しょ部介護サービス提供支援事業補助	
民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助	
老人福祉大会開催補助	
全国健康福祉祭参加事業補助	
高齢者作品展開催事業補助	
老人福祉施設機能回復訓練研修事業補助	
老人福祉施設入所者交流活動事業補助	
障害子どもまつり開催事業補助	
身体障害者等スポーツ大会開催事業補助	
身体障害者福祉活動推進事業補助	
障害者社会参加推進センター設置運営費補助	
（社）広島地域障害者雇用支援センター事業補助	
民間心身障害者（児）福祉施設通園バス運行費補助	
障害者小規模通所授産施設運営費補助	
身体障害者等スポーツ大会派遣事業補助	
心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助	
紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助	

名	称
精神障害者社会復帰施設整備費補助	
精神障害者社会復帰施設運営費補助	
措置入院者入院協力事業補助	
精神障害者共同作業所施設賠償責任保険加入費補助	
精神障害者地域生活援助事業補助	
地域組織活動事業補助（母親クラブ活動補助）	
乳児保育促進事業補助	
一時保育事業費補助	
私立保育園延長保育事業費補助	
障害児保育事業補助	
私立保育園運営費補助	
保育園地域活動事業補助	
ひとり親家庭健全育成事業補助	
児童養護施設入所児童学習指導促進事業補助	
児童養護施設入所児童等スポーツ活動費用等助成	
地域活動連絡協議会助成	
私立保育園職員配置費補助	
私立幼稚園預かり保育事業費補助	
母子寡婦福祉連合会補助	
広島戦没者慰霊祭委員会事業補助	
広島市傷痍軍人連合会運営費補助	
広島赤十字・原爆病院医療機器整備補助	
保健医療等各種学会開催補助	
広島難病団体連絡協議会活動費補助	
広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助	
広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助	
私立学校等結核健康診断補助	
心身障害児（者）歯科診療事業補助	
広島市医師会等保健衛生活動事業補助	
食品衛生指導事業補助	
食品衛生コンサルタント事業補助	
公衆浴場施設整備補助	
公衆浴場組合事業補助	
公衆浴場施設整備資金利子補助	
民間介護老人保健施設施設・設備整備補助	
民間介護老人保健施設整備資金利子補助	
広島市商店街連合会事業補助	
広島商工会議所事業補助	
広島県中小企業団体中央会事業補助	
広島生鮮三品連絡協議会事業補助	
商店街等共同施設整備事業補助	
新技術研究支援補助	
産学官共同研究開発補助	

名	称
商売知恵出し事業補助	
新開発商品市場開拓事業補助（見本市等出品補助）	
広島TLO事業に対する補助	
広島県信用保証協会に対する保証料補助	
日本貿易振興機構広島貿易情報センター事業補助	
日本競輪選手会広島支部補助	
広島競輪従業員共済会助成	
広島県教育旅行誘致対策協議会補助	
観光行事開催補助	
瀬戸内島めぐり航路事業助成	
公共空間におけるオープンカフェ事業の助成	
（財）広島観光コンベンションビューロー・コンベンション開催助成・会場費助成	
農業振興協議会事業補助	
椎茸栽培者連絡協議会事業補助	
農業集落排水水洗便所設備事業補助	
農業集落排水設備改造資金利子補給金補助	
有害鳥獣駆除班員傷害保険加入事業補助	
ほ場整備推進特別事業元利償還補助	
市民菜園開園事業補助	
農業祭・農産物品評会事業補助	
高能率生産団地育成事業補助	
森林組合事業補助	
森林機能保全間伐対策事業補助	
台風18号対策天災資金融資利子補給	
台風18号対策被害漁業者救済資金融資利子補給	
ヘテロカブサ赤潮被害漁業者経営維持安定資金融資利子補給	
漁船損害等保険加入促進補助	
かき養殖共済事業補助	
かき浄化施設整備事業補助	
海浜清掃事業補助	
肉用牛等集荷対策事業補助	
水辺の市民活動促進助成	
まちづくり活動推進事業補助	
高齢者向け優良賃貸住宅供給モデル事業建設費及び家賃減額補助	
特定優良賃貸住宅供給促進事業建設費及び家賃減額補助	
民有地緑化事業補助	
漁民会館管理運営事業補助	
金輪島旅客定期航路事業補助	
交通安全運動推進隊連絡協議会補助	
街路灯維持補修費補助	
私道整備工事費補助	
地図混乱地区内私有道路市道編入測量事業補助	
私道内排水設備布設工事費補助	

名	称
生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助	
日本下水道事業団業務運営費補助	
広島市議会議員互助会事業補助	
私立幼稚園就園奨励費交付事務補助	
私立中学校助成	
私立高等学校助成	
外国人学校助成	
青年会議所社会教育事業補助	
ボーイスカウト・ガールスカウト事業補助	
青年団体連絡協議会事業補助	
子ども会事業補助	
学校給食会運営費補助	
児童生徒大会派遣事業補助	
英語担当教員海外派遣事業補助	

資料3 湯来町にのみある補助金等（34件）

名 称	内 容	備 考
職員厚生事業補助	湯来町職員組合互助会への補助 1 補助対象 組合員相互の親睦と事務能率の向上を図るとともに、組合員の福利増進を図ることを目的とした職員組合互助会の事業 運動、娯楽、視察旅行 会員の慶弔に関する事業 2 補助額 68万4千円 3 会員数 106名	合併に伴って湯来町職員組合互助会は解散し、湯来町職員は、広島市職員の福利厚生を目的として組織する職員互助会（市規則で設置）の会員となる。 なお、広島市職員互助会では、 ・運動、娯楽については職場でのレクリエーションや体育行事への助成、文化・体育サークルへの助成、厚生施設借上等の事業 ・会員の慶弔に関する給付を実施している。
人間ドック補助	湯来町職員への補助 1 補助対象 職員の健康診査に要する費用 2 補助額 本人一部負担金の1/3 3 補助限度額 9千円	広島市職員健康保険組合事業として職員の間ドック受診を実施している。 ・本人一部負担金（3割相当額） 1日ドック 10,300円 1日ドック+脳ドック 18,700円 脳ドック 9,600円 ・広島市職員健康保険組合負担（7割相当額）
ふるさとづくり人材育成事業補助	ふるさとづくりに関する各種の研修を受ける者への補助 1 補助対象 以下の事業に要する旅費及び実費経費 湯来町の技術等の継承及び開発研修事業 湯来町ふるさとづくり視察研修事業 湯来町青少年研修事業 2 補助額 旅費及び補助対象経費の1/2の合計額 3 補助限度額 20万円/年 国内5万円/年、国外10万円/年	広島市には、地域の技術等の継承及び開発に関する研修旅行や、住民によるまちづくり施策の視察旅行に対する補助はしていない。 なお、広島市では、高校生の国内・国外留学推進事業において、広島市立高校生及び広島市私立学校振興事業補助金を交付している私立高校に通学している高校生を対象に8名を選考し、1学年間の留学を本人半額負担として行っている。
ふるさと塾助成事業補助	町内の地域づくりに関わる活動団体への補助 1 補助対象 人材育成及び人的交流のための研修会合に要する会場費、講師招へい旅費等 2 補助限度額 20万円/3年以内	（財）広島市ひと・まちネットワークで「公益信託広島市まちづくり活動支援基金」によるまちづくり活動を支援するための助成事業を実施している。
町内会連合会補助	湯来町町内会連合会への補助 1 補助対象 会議及び研修経費 2 補助額 28万5千円/年	広島市では町内会連合会の会議及び研修経費等については支援していないが、町内会への屋外掲示板設置補助や小学校区等の単位で地域団体の過半数が共同実施するスポーツ大会・レクリエーション等に対する地域活動振興補助の支援がある。
高齢者能力活用協会補助	高齢者能力活用協会への補助 1 補助対象 湯来町高齢者能力活用協会運営費 2 補助額 376万1千円/年	湯来町高齢者能力活用協会は、（社）広島市シルバー人材センターと統合するよう協議を進める。

名 称	内 容	備 考
スポーツ振興費補助	スポーツ団体への補助 1 補助対象 団体が行う活動に要する経費 2 補助額 1/2 (限度額 3 万円)	合併後は、(財)広島市スポーツ協会が実施する各種事業を利用できる。
やまびこの会補助	人権啓発団体「湯来町やまびこの会」への補助 1 補助対象 人権啓発事業に要する経費 2 補助額 2 万 8 千円/年	会員は、合併後も会を存続させる意向であるため、広島市主催の研修会への案内等、支援策を講じる。
高齢者休養施設利用助成	町内に住所を有する 65 歳以上の者への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス湯の山の利用料 2 補助額 (利用助成券の交付による) 湯来ロッジ・湯の山温泉館 ・休憩料：1 人 1 日につき 200 円 ・入湯料：1 人 1 日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・使用料：1 人 1 日につき 500 円	広島市の 65 歳以上の健康手帳提示による利用料減免施設に指定する方向で検討する。 〔 広島市の当該制度導入施設 ・広島平和記念資料館 (免除) ・区スポーツセンター (免除) ・現代美術館 (常設展示のみ免除) ほか 〕
障害者休養施設利用助成	町内に住所を有する身体障害者手帳又は療育手帳所持者への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス湯の山の利用料 2 補助額 (利用助成券の交付による) 湯来ロッジ・湯の山温泉館 ・休憩料：1 人 1 日につき 200 円 ・入湯料：1 人 1 日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・使用料：1 人 1 日につき 500 円	広島市の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者利用料減免施設に指定する方向で検討する。 〔 広島市の当該制度導入施設 ・広島平和記念資料館 (免除) ・区スポーツセンター (免除) ・現代美術館 (常設展示のみ免除) ほか 〕
保育所保護者会補助	保育所保護者会への補助 1 補助対象 保育所保護者会の研修・親睦等の事業 2 補助額 1 万 9 千円/年	広島市立の保育園で保護者会が組織されている保育園があるが、自主財源により運営されているため、同様の扱いとなる。
国民健康保険被保険者休養施設利用助成	町の国民健康保険被保険者 (資格証明書交付対象者を除く。) への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス湯の山の利用料 2 補助額 湯来ロッジ・湯の山温泉館 1 人 1 日につき 650 円 × 保険給付割合 クアハウス湯の山 1 人 1 日につき 1,500 円 × 保険給付割合	広島市では当該助成制度はないが、はり・きゅう施術費の支給など市独自の保健事業を新たに受けられることとなる。 〔 はり・きゅう施術費の支給 ア 対象者 被保険者 イ 支給額 1 回につき 700 円 1 年間 (4 月 ~ 翌年 3 月) 1 人 35 回まで 〕

名 称	内 容	備 考
食生活改善推進協議会補助	湯来町食生活改善推進協議会への補助 1 補助対象 湯来町食生活改善推進協議会の事業 ゆきヘルスマイト活動 伝達講習 研修等 2 補助額 5万円/年	平成 16 年度でヘルスマイト養成事業を終了し、以後はグループで自主活動を行う予定であるため、補助金は不要となる。
広島総合病院施設整備事業補助	広島県厚生農業協同組合連合会への補助 1 補助対象 広島総合病院の施設整備に要する費用 2 補助額 258万3千円(平成19年度まで定額)	経過措置 合併後、平成19年度まで広島市において補助金を交付する。
ごみ減量化対策事業補助	湯来町高齢者能力活用協会への補助 1 補助対象 湯来町高齢者能力活用協会が行う段ボールや缶類の収集を中心としたごみ減量化対策事業 2 補助額 572万4千円(平成16年度)	委託に切り替えて実施する方向で検討する。
生ごみ処理容器設置事業補助	生ごみ処理容器を設置する者への補助 1 補助対象 生ごみ処理容器の購入費用 2 補助額 コラボン 購入価格の1/2以内(限度額3千円) EM専用処理容器 購入価格の1/2以内(限度額1千円) 電動式処理容器 購入価格の1/2以内(限度額1万円)	合併後は、広島市の家庭用生ごみ処理機等斡旋事業で対応する。
企業等立地奨励事業補助	町内に一定規模以上の事業所を新設又は増設しようとする者への奨励金の交付 1 期間 固定資産税が課せられる年度から3年間 2 奨励金の額 固定資産税の額(土地に係る課税分を除く。)に各年度の割合を乗じて得た額 初年度 100/100 2年度 80/100 3年度 60/100	経過措置 湯来町で交付決定を受けたものは、合併後、広島市において交付期間終了まで町が決定した額を補助する。
観光協会補助	湯来町観光協会への補助 1 補助対象 湯来町観光協会が実施する事業 先進地視察研修 観光写真コンテストの開催 各種行事等の後援・協賛 宣伝誘致事業 2 補助額 220万円	湯来町観光協会は(財)広島観光コンベンションビューローと統合するよう協議を進め、観光協会の事業の継続については両団体において協議する。

名 称	内 容	備 考
巻柿生産拡大事業補助	広島市農業協同組合への補助 1 補助対象 巻柿の材料である生柿と干柿の買い取り 2 補助額 ・生柿：3円/100g ・干柿：5円/個	広島市の「ひろしまそだち」推進事業」において製品のブランド化を進める。
遊休農地活用推進事業補助	遊休農地に景観形成作物を導入する者への補助 1 補助対象 事業に要する経費 2 補助額 100/100（補助限度額：3万円/10a）	広島市では、遊休農地の活用策として、景観形成作物の作付けを行う事業に対する補助はしていない。 湯来町においても、平成14年度以降、当該制度の利用実績はない。
農業生産団体育成事業補助	農業生産団体・畜産業生産団体への補助 1 補助対象 農業・畜産業生産の拡大のための技術指導等の事業 2 補助額 ・湯来町農事研究会：14万4千円 ・湯来町広島菜生産振興部会：4万円 ・湯来町巻柿生産振興部会：3万6千円 ・広島市農業協同組合砂谷酪農部会：22万6千円 ・湯来町肉用牛育成同志会：6万4千円	湯来町の補助対象団体を広島市の補助対象団体である農業振興協議会に編入し、技術指導等の振興を図る。
受精卵移植推進事業補助	優良肉用牛の確保のため、受精卵移植を実施する町内の農家への補助 1 補助対象 事業に要する経費 2 補助額 2万円/回	広島市では、優良繁殖メス和牛（黒毛和種メス）の受精卵を1万5千円（平成16年度）で売払っており、安価に受精卵が取得できることとなる。 なお、スーパーカウ（高能力乳用牛）についても、同様の事業を行っている。
猟友会補助	湯来町猟友会への補助 1 補助対象 猟友会の活動 2 補助額 10万円	広島市では猟友会に対する補助はないが、猟友会から推薦された班員で構成される「有害鳥獣駆除班」への捕獲報償金や出勤謝礼金の制度は湯来町と同様に広島市にもある。
みどりの少年団育成事業補助	みどりの少年団への補助 1 補助対象 みどりの少年団の森林環境保全等に関する事業 2 補助額 10万円以内/年	広島市のみどりの少年団と同様、「広島県みどり推進機構広島支部」の助成制度を利用する。
JR可部線廃止代替バス通学定期差額補助	JR可部線可部～三段峡間廃止に伴い、バス通学となった者への補助 1 補助対象 平成15年11月30日までJR可部線を利用して通学していた湯来町に居住する高校生 2 補助額 廃止以前のJR通学定期券の額とバス通学定期券の額との差額	広島市では、高校生に対する通学費の補助はしていない。 なお、学校から居住する区域の中心地点までの距離が、小学校で4km以上、中学校で6km以上の区域から通学する児童・生徒に対しては、最も経済的な通学経路及び方法により通学する場合の通学費を援助している。

名 称	内 容	備 考
消防団分団運営費補助	消防団分団への補助 1 補助対象 分団運営費 2 補助額 20万4千円	広島市では、各消防団に対する補助を行っている。
消防後援会運営補助	消防後援会への補助 1 補助対象 後援会主催の消防団慰労会等 2 補助額 27万2千円	広島市には消防団の後援会制度はない。また、消防団の慰労会等への補助はしていない。
消防施設補助	消防後援会への補助 1 補助対象 消防施設の修繕等に要する経費 2 補助額 10/10以内（予算の範囲内）	広島市の消防団施設は市が直接修繕するため補助はない。
定時制高校振興事業補助	広島県立宮島工業高等学校定時制教育振興会への補助 1 補助対象 振興会が行う事業活動 2 補助額 5万円	広島市では、各高等学校単位の支援団体に対する補助はしていない。
公民館まつり補助	湯来南公民館まつり実行委員会及び湯来西公民館まつり実行委員会への補助 1 補助対象 毎年各1回各公民館で開催される公民館まつりの開催経費 2 補助額 10/10以内（予算の範囲内）	広島市の公民館まつりは、実行委員会の自主財源（バザー売上げ等）で経費を賄っているため、同様の扱いとする。
高等学校教育振興事業（国際交流事業）補助	湯来南高校教育振興会への補助 1 補助対象 湯来南高等学校及び英国タスカームルワード校の姉妹校提携に伴う短期留学生の受入れに伴うホームステイ先への支援やウエルカムパーティに要する経費 2 補助限度額 20万円	広島市立高校においても海外からの短期留学生の受入れを実施しているが、湯来町が補助対象としている費用は、広島市は補助しておらず、各学校のPTA等が負担している。
教育研究会補助	湯来町教育研究会への補助 1 補助対象 教職員の研修及び教育研究活動 2 補助額 10万円	広島市の教育実践研究奨励事業で対応する。
水内ふるさとまつり補助	水内ふるさとまつり実行委員会への補助 1 補助対象 毎年1回湯来町農村環境改善センターで開催される水内ふるさとまつりの開催経費 2 補助額 10/10以内（予算の範囲内）	公民館まつりと同様に、実行委員会の自主財源（バザー売上げ等）で経費を賄うこととする。

名 称	内 容	備 考
明るい選挙推進協議会補助	湯来町明るい選挙推進協議会への補助 1 補助対象 明るい選挙推進協議会の事業 2 補助額 5万円	広島市では、協議会事業費を広島市選挙管理委員会の事務費で支出しているため補助はない。

議題 21

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項		国民健康保険事業の取扱い	
現況		比較	
広島市		湯来町	
1 世帯数等の状況(平成16年3月末現在)		1 世帯数等の状況(平成16年3月末現在)	
(1) 世帯数	205,297 世帯	(1) 世帯数	1,824 世帯
(2) 被保険者数	366,000 人	(2) 被保険者数	3,341 人
	うち介護保険第2号被保険者数 109,864 人		うち介護保険第2号被保険者数 961 人
2 保険料の賦課状況(平成16年度)		2 保険税の賦課状況(平成16年度)	
(1) 保険料率		(1) 保険税率	
ア 医療分 所得割	678%	ア 医療分 所得割	5.5%
	被保険者均等割 24,687 円		資産割 28.0%
	世帯別平等割 12,955 円		被保険者均等割 21,500 円
			世帯別平等割 21,000 円
イ 介護分 所得割	128%	イ 介護分 所得割	1.2%
	被保険者均等割 6,836 円		資産割 7.0%
	世帯別平等割 2,722 円		被保険者均等割 7,500 円
			世帯別平等割 6,500 円
(2) 所得割算定基礎	当該年度の市民税所得割額	(2) 所得割算定基礎	前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額 町民税基礎控除額
(3) 限度額		(3) 限度額	
ア 医療分	53 万円	ア 医療分	53 万円
イ 介護分	8 万円	イ 介護分	8 万円
(4) 納期(回数)	6月~3月(10回)	(4) 納期(回数)	7月~2月(8回)
(5) 保険料(税)の現況比較	資料のとおり。	(5) 保険料(税)の現況比較	資料のとおり。
3 保険給付(法律で給付内容が定まっているものを除く。)		3 保険給付(法律で給付内容が定まっているものを除く。)	
(1) 出産育児一時金	30 万円	(1) 出産育児一時金	33 万円
(2) 葬祭費	4 万円	(2) 葬祭費	3 万円
4 保健事業		4 保健事業	
(1) はり・きゅう施術費の支給		(1) はり・きゅう施術費の支給	
ア 対象者	被保険者		実施していない。
イ 支給額	1回につき700円、1年間(4月~翌年3月)1人35回まで		

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
(2) 人間ドックの助成 ア 対象者 当該年度中に40歳、45歳、50歳、55歳になる被保険者で、前年度の保険料を完納している世帯に属する人 イ 助成額 検診料金の7割	(2) 人間ドックの助成 ア 対象者 前年度までの保険料を完納している世帯に属する被保険者 イ 助成額 検診料金の半額(限度額2万円)	(3) 施設利用料の助成 ア 対象者 資格証明書交付対象者を除く被保険者 イ 対象施設、助成額 次の額に保険給付割合を乗じた額 ・湯来ロッジ 1人1日 650円 ・湯の山温泉館 1人1日 650円 ・クアハウス湯の山 1人1日 1,500円	(3) 施設利用料の助成 ア 対象者 資格証明書交付対象者を除く被保険者 イ 対象施設、助成額 次の額に保険給付割合を乗じた額 ・湯来ロッジ 1人1日 650円 ・湯の山温泉館 1人1日 650円 ・クアハウス湯の山 1人1日 1,500円
(4) 日常生活用具の無料貸与 実施していない。	(4) 日常生活用具の無料貸与 ア 対象者 被保険者 イ 用具の種類、貸与の期間 ・特殊ベッド 1年以内 ・床ずれ防止用マット 1年以内 ・車いす 6か月以内	(4) 日常生活用具の無料貸与 ア 対象者 被保険者 イ 用具の種類、貸与の期間 ・特殊ベッド 1年以内 ・床ずれ防止用マット 1年以内 ・車いす 6か月以内	(4) 日常生活用具の無料貸与 ア 対象者 被保険者 イ 用具の種類、貸与の期間 ・特殊ベッド 1年以内 ・床ずれ防止用マット 1年以内 ・車いす 6か月以内
(5) 健康診査の助成 実施していない。	(5) 健康診査の助成 ア 対象者 町が実施する総合健診を受診する被保険者 イ 助成額 検診料金の全額(限度額2千円)	(5) 健康診査の助成 ア 対象者 町が実施する総合健診を受診する被保険者 イ 助成額 検診料金の全額(限度額2千円)	(5) 健康診査の助成 ア 対象者 町が実施する総合健診を受診する被保険者 イ 助成額 検診料金の全額(限度額2千円)
(6) 国民健康保険健康優良家庭記念品贈呈 ア 対象者 前年度に保険料を完納し、保険給付を受けていない世帯 イ 記念品 単身世帯、複数世帯ごとに記念品を選定	(6) 国民健康保険健康優良家庭記念品贈呈 実施していない。	(6) 国民健康保険健康優良家庭記念品贈呈 実施していない。	(6) 国民健康保険健康優良家庭記念品贈呈 実施していない。

調整方針(案)	国民健康保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、制度の統一により保険料が増加する世帯については、平成17年度から2年度間、減額の措置を講ずるものとする。
---------	---

備 考	広島市の保険料に統一した場合、保険料が増加・減少する湯来町の世帯数						
	区 分	増 減 額 (年 額)					合 計
		50,000円以下	50,001円～100,000円	100,001円～150,000円	150,001円～200,000円	200,001円以上	
増加世帯数	513世帯	83世帯	62世帯	50世帯	59世帯	767世帯	
減少世帯数	855世帯	175世帯	35世帯	7世帯	2世帯	1,074世帯	
	注1 世帯数は平成16年度当初賦課期日(平成16年4月1日)現在 注2 上記世帯の外に、保険料に増減のない世帯が5世帯ある。						

資料

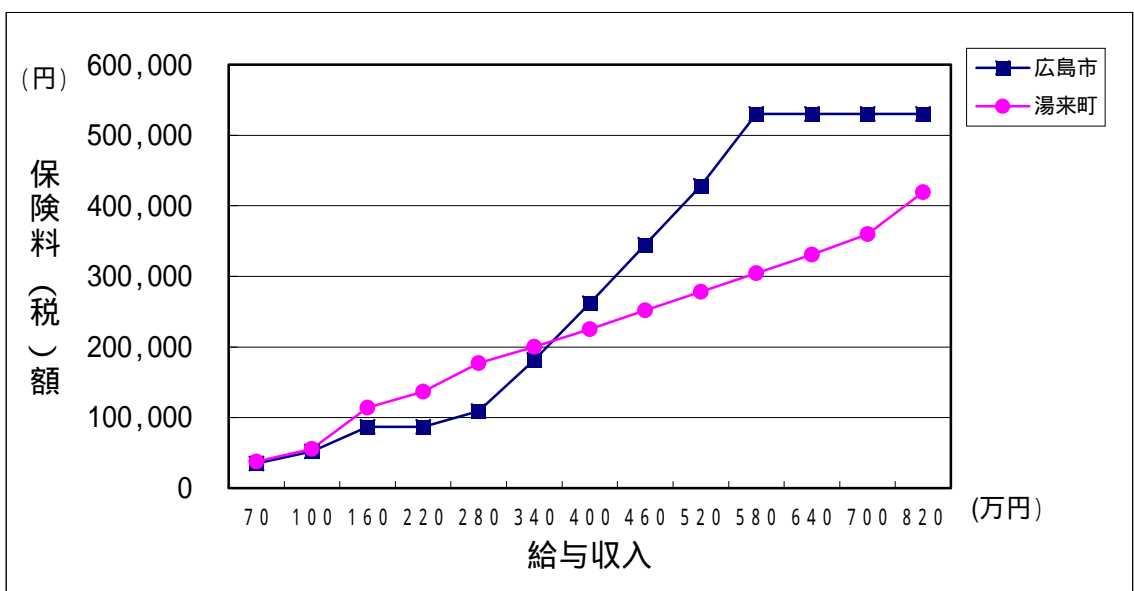
保険料（税）の現況比較（モデルケースで試算）

モデルケース

夫婦と子1人の3人世帯で、所得者は世帯主のみ、配偶者特別控除(33万円)の適用あり。
介護保険第2号被保険者なし。土地・家屋に係る固定資産税額は42,000円

平成16年度保険料（税）の額

給与収入(給与所得金額)	広島市(A)	湯来町(B)	差額(円) (A) - (B)
	保険料の額(円)	保険税の額(円)	
70 万円 (5万円)	34,804	37,400	2,596
100 万円 (35万円)	52,209	55,600	3,391
160 万円 (95万円)	87,016	114,200	27,184
220 万円 (136万円)	87,016	136,800	49,784
280 万円 (178万円)	109,390	177,000	67,610
340 万円 (220万円)	181,936	200,100	18,164
400 万円 (266万円)	261,940	225,400	36,540
460 万円 (314万円)	344,656	251,800	92,856
520 万円 (362万円)	428,050	278,200	149,850
580 万円 (410万円)	530,000	304,600	225,400
640 万円 (458万円)	530,000	331,000	199,000
700 万円 (510万円)	530,000	359,600	170,400
820 万円 (618万円)	530,000	419,000	111,000



広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	介護保険事業の取扱い
------	------------

現 況 比 較		
区 分	広 島 市	湯 来 町
高齢者数等の状況（平成 16 年 3 月末現在）		
高齢者数	180,838 人	2,188 人
高齢化率	15.9%	27.5%
要介護（要支援）認定者数	33,010 人	389 人
出現率	18.3%	17.8%
第 1 号被保険者（65 歳以上）保険料 平成 16 年度基準額（月額）	3,887 円	3,425 円
普通徴収の方法によって徴収する第 1 号 被保険者保険料の納期	4 月～3 月（12 期）	7 月～2 月（8 期）
その他各種事務	資料のとおり。	資料のとおり。

調整方針(案)	介護保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。
---------	---------------------------

備 考	
-----	--

資料 その他各種事務

事務事業名	現 況 比 較	
	広 島 市	湯 来 町
介護保険運営協議会	<p>広島市介護保険運営協議会</p> <p>介護保険の運営に関する諸課題について、市民や地域福祉関係者等の意見を求め、利用者の立場に立った適正かつ円滑な制度の運営に役立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 20名 ・委員報酬 11,000円 ・開催回数 年3回程度 	<p>湯来町介護保険運営協議会</p> <p>介護保険の運営に関する諸問題について、町民や地域福祉関係者等の意見を求め、利用者の立場に立った適正かつ円滑な制度の運営に役立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員数 9名 ・委員報酬 6,000円 ・開催回数 年1回程度
介護保険広報事業	<p>制度案内パンフレット(制度・事業者案内)の作成</p> <p>インターネットホームページ「広島市の介護保険制度」の設置</p> <p>専用電話「介護保険ほっとライン」の設置</p>	<p>町広報紙「広報ゆき」への掲載</p> <p>保険料納付書等に同封するチラシの作成</p>
介護保険事務システムの開発及び運用	<p>システムの概要</p> <p>資格記録管理、受給者管理、給付実績管理、保険料納付管理、共通管理の各業務を処理(ホスト方式)</p>	<p>システムの概要</p> <p>資格記録管理、受給者管理、給付実績管理、保険料納付管理、共通管理の各業務を処理(クライアント・サーバ方式)</p>
介護支援専門員育成事業	<p>介護専門員育成のため次の事業を実施している。</p> <p>介護支援専門員定例会議</p> <p>ケアプラン作成基礎演習</p> <p>介護支援専門員資格者の研修参加</p>	<p>介護専門員育成のため次の事業を実施している。</p> <p>ケアマネ会議</p> <p>介護支援専門員研修会</p>
介護保険利用者負担減免	<p>減免事由</p> <p>要介護被保険者等又はその者の世帯の主たる生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を受け、若しくは長期間入院により、収入が著しく減少したとき。</p> <p>主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止等により著しく減少したとき。</p> <p>主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>その他市長において特別の事情があると認められたとき。</p> <p>* 給付率： は100%、 ~ は95%</p>	<p>減免事由</p> <p>要介護被保険者等又はその他の世帯の主たる生計維持者が、震災、風災害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>主たる生計維持者が死亡又は重大な障害を受け、若しくは長期間入院により、収入が著しく減少したとき。</p> <p>主たる生計維持者の収入が、事業又は業務の休廃止等により著しく減少したとき。</p> <p>主たる生計維持者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>* 給付率： は97%、 ~ は93~97%</p>
保険料減免	<p>次のいずれかの事由に該当する場合、第1号被保険者保険料を減免する。</p> <p>保険料段階が第2段階の者で特に収入等が低い者を対象とした生活困窮者減免</p> <p>入院や失業等により一時的に収入が減少した者等を対象とした保険料減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害減免 ・入院、失業による所得激減 ・収監等 	同左
福祉用具貸与利用者負担金助成事業	<p>制度施行の際、要介護・要支援認定を受けており、介護保険対象の福祉用具を利用している生計中心者所得税非課税の高齢者等について、利用者負担を6%(平成16年度末までの経過措置)とする。</p>	該当事業なし
訪問入浴介護利用者負担金助成事業	<p>制度施行の際、要介護・要支援認定を受けており、現に訪問入浴を利用している者及び生計中心者市民税非課税の高齢者等について、利用者負担を6%(平成16年度末までの経過措置)とする。</p>	該当事業なし

事務事業名	現 況 比 較	
	広 島 市	湯 来 町
サービス事業者振興事業	広島市域介護サービス事業者連絡協議会 介護サービス提供事業者管理者研修 居宅介護支援事業者研修会	該当事業なし
介護相談員派遣事業	介護サービスの提供の場へ赴き、利用者及びその家族の相談に応じる等の活動を行う介護相談員を、介護保険施設及び居宅サービス事業を行う事業所に派遣することにより、利用者等の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。	該当事業なし
介護サービス提供モニター事業	居宅サービスを受けている要介護者に実態調査を実施し、介護サービス提供にあたっての課題や利用者側のニーズを把握するとともに、事業者の結果をフィードバックすることにより、介護サービスの質向上を図る。 *当該事業は、緊急雇用対策事業として実施(補助率 10/10)	該当事業なし
島しょ部介護サービス提供支援事業	本市市域内の島しょ部に居住するサービス利用者が事業者を自由に選択できるよう、当該地域外に所在するサービス提供事業者がサービスの提供に際し負担した渡船利用に係る運賃等に対する助成を行う。 ・対象地域 南区似島町及び宇品町金輪島	該当事業なし
離島等地域訪問介護利用者負担額軽減費助成	該当事業なし	社会福祉法人等が、低所得者に対して、特別地域加算が行われる訪問介護に係る利用者負担の減額を行った場合、減額に要する費用の一部について助成する。 ・助成額 減額に要する費用の1/2
介護保険支給限度額超過利用生活困窮者負担助成事業	難病や痴呆により支給限度額を超える介護サービスを利用する必要がある者のうち、特に所得が低い者について、支給限度額を超えた費用の一部を助成する。 助成対象サービス ・訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション ・訪問介護に相当すると認められるサービスで居宅サービス計画に位置付けられているもの 助成額 ・居宅要介護被保険者 支給限度額を超える費用の1/2(上限25千円/月) ・被保護者 支給限度額を超える費用に相当する額(上限25千円/月)	該当事業なし
介護給付費の適正化	・ケアプラン点検事業 ケアプラン点検員が市内の居宅介護支援事業者及び利用者宅を訪問し、ケアプランの点検を行うとともに、必要に応じ、不適切な業者に対する指導・助言を行う。 ・住宅改修サンプルチェック 住宅改修工事の施工状況を抽出し、工事の適正化を図る。	介護サービス利用者に月ごとのサービス利用状況、介護費用額を通知し、適正化を図る。(年4回)

その他法定事項であること等により制度内容が同一のもの

要介護認定等事業（介護認定審査会）
介護保険事業計画策定事業（老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定）
居宅介護サービス給付費支払経費
特例居宅介護サービス給付費支払経費
施設介護サービス給付費支払経費
特例施設介護サービス給付費支払経費
居宅介護福祉用具購入費支払経費
居宅介護住宅改修費支払経費
居宅介護サービス計画給付費支払経費
特例居宅介護サービス計画給付費支払経費
居宅支援サービス給付費支払経費
特例居宅支援サービス給付費支払経費
居宅支援福祉用具購入費支払経費
居宅支援住宅改修費支払経費
居宅支援サービス計画給付費支払経費
特例居宅支援サービス計画給付費支払経費
審査支払手数料支払経費
高額介護サービス費支払経費
財政安定化基金拠出金支払経費
介護給付費準備基金
介護給付費準備基金利子収入積立
保険料等過誤納還付金支払経費
保険料滞納者に係る保険給付制限
訪問介護利用者負担金助成事業（訪問介護利用者負担額軽減対策事業）
障害者訪問介護利用者負担助成事業
社会福祉法人による介護保険利用者負担減免措置助成事業
（社会福祉法人等サービス利用者負担額減免費用助成補助金）
介護保険連絡協議会
住宅改修費支給申請業務支援事業(住宅改修申請書作成事務補助)

湯来町については、広島県西部介護認定審査会が共同処理している。

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	保健・福祉事業の取扱い
------	-------------

現 況 比 較		
要援護者等の状況		(平成16年3月31日現在)
区 分	広島市	湯来町
高齢者数(65歳以上)	180,838人(15.9%)	2,188人(27.5%)
障害者数(手帳所持者)	44,866人(3.9%)	503人(6.3%)
身体障害(児)者	34,715人(3.1%)	445人(5.6%)
知的障害(児)者	5,279人(0.5%)	40人(0.5%)
精神障害者	4,872人(0.4%)	18人(0.2%)
児童数(18歳未満)	206,887人(18.2%)	1,167人(14.7%)
就学前児童数	68,566人(6.0%)	283人(3.6%)
生活保護受給者数	16,272人(1.4%)	21人(0.3%)
被爆者数(被爆者健康手帳所持者)	83,732人(7.4%)	771人(9.7%)
注1	()内は対人口比	
注2	生活保護受給者数は平成16年3月の月中数	

調整方針(案)	保健・福祉事業は、原則として広島市の制度に統一するものとする。
---------	---------------------------------

備 考	保健・福祉事業の内訳			
	区 分	広島市	湯来町	備 考
	広島市及び湯来町の両方にある事業	140事業		資料1のとおり。
	広島市にのみ又は湯来町にのみある事業	253事業	10事業	広島市：資料2のとおり。 湯来町：資料3のとおり。
	計	393事業	150事業	
<p>広島市及び佐伯区並びに湯来町の各社会福祉協議会が実施している事業については、「社会福祉法人佐伯区社会福祉協議会・社会福祉法人湯来町社会福祉協議会・社会福祉法人広島市社会福祉協議会合併協議会」において協議を行う。</p>				

資料1 広島市及び湯来町の両方にある事業（140事業）

は再掲（「補助金等の取扱い」においても協議）

高齢者福祉施策（17事業）
高齢者公共交通機関利用助成 老人クラブ補助金 家族介護慰労金支給事業 あんしん電話設置事業 福祉電話貸与事業・老人用電話の貸与 老人ホーム入所措置 老人集会所の運営 老人の日行事開催 高齢者生きがい活動支援通所事業 家族介護用品等支給事業 配食サービス事業 高齢者日常生活用具給付事業 敬老記念品贈呈事業 敬老金支給事業 在宅介護支援センター運営事業 老人保健医療制度 老人医療費助成事業
障害者福祉施策（26事業）
心身障害者就労促進事業費補助 心身障害者（児）福祉団体事業補助 障害者公共交通機関利用助成 重度身体障害児・者及び重度知的障害児・者日常生活用具の給付 更生訓練費支給 知的障害者施設入所措置者医療給付 施設訓練等支援 身体障害者更生援護施設入所者就職支度金 特別児童扶養手当受付・交付等事務 心身障害者小規模作業所通所者交通費助成 居宅生活支援 身体障害者（児）補装具交付・修理 進行性筋萎縮症者療養等給付事業 更生医療給付 在宅重度身体障害者訪問診査事業 身体障害者自動車運転免許取得費給付 身体障害者自動車改造費給付 知的障害者援護施設通所者交通費助成 声の広報等の発行 手話奉仕員派遣事業 身体障害者社会参加促進事業 福祉電話貸与事業 障害者有料道路通行料金割引証交付事務 あんしん電話設置事業 療養援護金（重度心身障害者） 重度心身障害者医療
児童福祉施策（10事業）
留守家庭子ども会・放課後児童健全育成事業 保育園の運営（保育料） 別紙のとおり。 児童手当 児童福祉月間行事

<p> 保育園への広域入園 保育園地域活動事業 特別保育事業(地域子育て支援センター事業を除く。) 乳幼児医療 ひとり親家庭等医療 療養援護金(乳幼児、ひとり親家庭) </p>
<p>その他福祉施策(9事業)</p>
<p> 民生委員児童委員協議会運営費補助 生活福祉資金貸付償還金利子補給 遺族会運営費補助 災害見舞金・弔慰金 民生委員・児童委員 災害援護資金貸付 保健・医療・福祉総合相談窓口事業 地域福祉基金(地域振興基金) 国民年金事務(福祉年金を含む。) </p>
<p>保健・衛生施策(78事業)</p>
<p> 在宅精神障害者共同作業所通所訓練事業費補助・精神障害者就労促進事業費補助 精神障害者居宅介護等事業(ホームヘルプサービス) 精神障害者短期入所事業(ショートステイ) 病院群輪番制 献血推進運営補助 公衆衛生推進協議会への助成 精神保健福祉相談指導事業 精神障害者授産施設通所者交通費助成 精神障害者公共交通機関利用助成 在宅精神障害者共同作業所通所者交通費助成 心の健康づくり大会 被爆者対策 離乳食教室 栄養相談(個別栄養相談) 集団健康教育 予防接種事故災害補償 予防接種健康被害調査委員会 一般防疫事業 保健まつり 予防接種(集団接種・ポリオ) 予防接種(高齢者インフルエンザ) 一般健康診断事業 健康相談 健康教育 母子健康手帳発行 ケースカンファレンス(老成人訪問指導調整会議) 3歳児健康診査 マタニティセミナー 母子保健委託事務 児童環境づくり報告 1歳6か月児健康診査フォロー 乳幼児育成支援教室 老人保健健康手帳 糖尿病予防対策事業 すこやか食生活プラン推進事業 健康づくり推進事業 喫煙対策推進事業 </p>

基本健診
子宮がん検診
乳がん検診
児童虐待予防対策事業
広島県歯科衛生連絡協議会
妊婦歯科健康診査事業
老人保健事業訪問指導
1歳6か月児・3歳児精密健康診査
機能訓練事業
妊産婦乳幼児保健指導
中国がんセンター負担金
在宅当番医制
休日診療実施事業
献血に関する事務
結核検診
結核予防(ツベルクリン、BCG)
救急医療普及啓発事業
へき地患者輸送車運営事業
災害時医療体制の整備
広島県地域保健対策協議会
地域保健対策協議会
予防接種(個別接種)
1歳6か月児健康診査
乳幼児家庭訪問指導
肝炎ウイルス検診
骨密度測定
胃がん検診
肺がん検診
大腸がん検診
4か月児健康相談
墓地改葬申請(改葬許可)
墓地の維持管理
火葬場の管理運営
化製場等に関する事務
害虫駆除(ねずみ駆除剤の配布事業)
害虫駆除(公衆衛生推進協議会への薬剤支給業務)
害虫駆除(ハチ駆除及び相談業務)
飲料水の衛生対策事業
衛生害虫相談事務
犬の登録
狂犬病予防注射

資料2 広島市にのみある事業（253事業）

は再掲（「補助金等の取扱い」においても協議）

高齢者福祉施策（24事業）

軽費老人ホーム運営補助
民間老人福祉施設理学療法士等雇用費補助
民間介護老人保健施設施設・設備整備補助
民間介護老人保健施設整備資金利子補助
老人福祉施設連盟事業補助
痴呆予防・介護事業
生活指導短期宿泊事業
家族介護者交流事業
ねたきり高齢者施設入浴サービス
高齢者福祉給付金
生活援助員派遣事業
生活支援ハウス運営事業
高齢者の社会参加促進事業補助
老人福祉センターの運営
老人いこいの家の運営
老人集会施設の運営
老人運動広場整備
高齢者住宅整備資金貸付制度
高齢者住宅改造費補助
寝具洗濯乾燥消毒サービス事業
ひとり暮らし老人緊急連絡器具貸与
老人電話相談センター運営
介護セミナーの開催
高齢者福祉関係功労者等表彰

障害者福祉施策（63事業）

（社）広島地域障害者雇用支援センター事業補助
身体障害者福祉活動推進事業補助
民間心身障害者（児）福祉施設通園バス運行費補助
障害者社会参加推進センター設置運営費補助
障害児子どもまつり開催事業補助
身体障害者等スポーツ大会開催事業補助
身体障害者等スポーツ大会派遣事業補助
心身障害者小規模作業所施設賠償責任保険加入費補助
紙屋町地下街ふれ愛プラザ運営補助
障害者小規模通所授産施設運営費補助
特別障害者手当
福祉タクシー等助成事業
心身障害者扶養共済掛金助成
障害児福祉手当
要約筆記奉仕員派遣事業
盲導犬啓発事業
補助犬育成事業
盲ろう者向け通訳介助者養成事業
盲ろう者通訳介助者派遣事業
視覚障害者（中途失明者）歩行訓練事業
障害者住宅整備資金貸付事業
障害者住宅改造費補助
視覚障害者あて公文書に係る点字サービス事業
心身障害者福祉のしおり作成業務
障害者福祉バス運行事業
障害者生活支援事業
障害児（者）地域療育等支援事業

重症心身障害児（者）通園事業
 障害者情報バリアフリー推進事業
 知的障害者相談員設置事業
 知的障害者レクリエーション教室開催事業
 障害者施策推進協議会
 民間知的障害者福祉ホーム運営委託
 心身障害児福祉施設入所等措置
 身体障害者相談員設置事業
 「障害者110番」運営事業
 手話相談員設置事業
 聴覚障害者用災害避難情報ファクス送信事業
 心身障害児地域通園事業施設の設置・運営
 療育センターの設置・運営及び開設
 知的障害者生活自立訓練事業
 ろうあ者専門相談員設置事業
 聴覚障害者用ビデオカセットライブラリー事業
 授産製品の開発と普及啓発
 知的障害者職業自立訓練事業
 広島市授産事業振興センター運営
 フラワーフェスティバル「ふれあいの広場」設置事業
 身体障害者用パソコンソフト・周辺機器等購入費助成事業
 重度身体障害者の寝具乾燥消毒事業
 福祉手当支給
 重度心身障害者福祉給付金の支給
 重度身体障害者入浴サービス事業
 障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣
 身体障害者手帳の発行
 在宅重度心身障害者援護見舞金
 重度心身障害者介護手当
 身体障害者更生相談所管理運営
 知的障害者更生相談所管理運営
 重度心身障害者介護助成
 療育手帳の発行
 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）
 身体障害者健康診査事業
 心身障害児（者）短期入所事業

児童福祉施策（27事業）

地域組織活動事業補助
 広島市地域活動連絡協議会助成事業
 保育園運営費補助（上乘せ補助）
 児童養護施設児童学習指導促進事業
 児童養護施設入所児童スポーツ活動費用等助成事業
 私立幼稚園預かり保育事業費補助
 子育て短期支援事業
 児童扶養手当
 特定者用定期乗車券発売
 ふれあい里親事業
 児童館の運営
 児童養護施設等入所措置
 助産援助事業
 家庭支援推進保育事業
 乳幼児健康支援一時預かり事業
 家庭的保育等事業（保育ママ）
 保育園入園支度金の支給
 遺児福祉手当

児童養護施設退所児童自立相談指導事業
 児童養護施設入所児童高等学校進学助成事業
 家庭児童相談室運営事業
 児童相談所管理運営
 一時保護所管理運営
 児童相談所特別事業
 児童虐待防止対策事業
 地域子育て支援センター事業
 里親支援事業

その他福祉施策（39事業）

民間社会福祉施設職員給与改善費補助
 民間社会福祉施設小規模整備等補助金
 母子寡婦福祉連合会補助
 広島市傷痍軍人連合会運営費補助
 広島戦没者慰霊祭委員会事業補助
 民間社会福祉施設産休、病休代替職員雇用費補助
 民間社会福祉施設整備費補助金（単市加算分）
 民間社会福祉施設整備費補助金（義務補助分）
 民間社会福祉施設整備等借入金元利補助金
 福祉のまちづくりの推進
 福祉情報システムの運用
 社会福祉施設職員等研修
 民間社会福祉施設整備用地貸付
 生活保護
 日赤事務局事業
 住所不定者対策
 福祉読本の配布
 社会福祉功労者表彰
 福祉事業基金
 災害救助基金
 被災者生活再建支援補助金
 母子及び寡婦福祉資金貸付
 ひとり親家庭情報交換事業
 ひとり親家庭等児童訪問援助事業
 母子家庭及び寡婦自立促進対策事業
 ひとり親家庭等介護人派遣事業
 母子家庭育成支援事業
 要保護女子の更生指導
 ひとり親家庭等生活支援講習会事業
 母子相談事業
 母子生活相談事業
 母子生活支援施設入所措置
 広島市鈴峰園管理運営
 寡婦寮管理委託
 中国等からの引揚者等に対する見舞金の支給
 戦没者遺家族等援護事務
 援護事業功労者表彰
 成年後見制度利用支援事業
 地域保健・医療・福祉推進連絡会議

保健・衛生施策（100事業）

精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）
 措置入院者入院協力事業補助
 精神障害者共同作業所施設賠償責任保険加入費補助
 民間精神障害者社会復帰施設運営費補助
 私立学校等結核健康診断補助

広島難病団体連絡協議会活動費補助
心身障害児（者）歯科診療事業補助
広島県歯科衛生士会歯科衛生士活用推進事業補助
広島市医師会等保健衛生活動事業補助
広島市連合地区地域保健対策協議会事業補助
保健医療等各種学会開催補助
食品衛生指導事業補助
食品衛生コンサルタント事業補助
公衆浴場に関する事務（公衆浴場施設整備補助）
公衆浴場施設整備資金利子補助
公衆浴場組合事業補助
民間精神障害者社会復帰施設整備費補助
パパママ育児相談指導
精神障害者社会復帰相談事業
覚せい剤等相談事業
精神障害者社会適応訓練事業
精神障害者ケアマネジメント事業
措置診断及び移送業務
精神保健福祉審議会の開催
精神科救急医療システム整備事業
精神障害者医療費公費負担
精神障害者福祉タクシー利用助成
精神病院入院者病状審査及び実地指導事業
医療保護入院者の移送業務
精神保健福祉センター事業
精神障害者デイケア事業
精神障害者スポーツ交流事業
精神障害者交流事業
精神医療審査会の開催
被爆者対策（被爆者援護法に基づくものを除く。）
エイズ予防対策事業
性感染症予防事業
ハンセン病対策支援事業
給食施設指導
子育て情報紙
元気じゃけんひろしま21推進事業
感染症予防対策事業
結核・感染症発生動向調査事業
結核患者健康診断
結核患者家族等健康診断
結核患者家庭訪問指導
結核定期病状調査
結核対策特別促進事業
結核患者医療
妊産婦乳幼児栄養強化事業
不妊治療費助成事業
先天性代謝異常等検査事業
節目年齢歯科健診事業
育成医療給付事業
未熟児養育医療給付事業
小児慢性特定疾患治療研究事業
妊娠中毒症等療養援護事業
難病患者等短期入所事業
難病患者等日常生活用具給付
難病患者等訪問介護（ホームヘルプサービス）事業

在宅難病患者支援事業
歯科相談
休日等歯科救急医療事業
24時間電話情報サービス事業
寝たきり高齢者訪問歯科診療事業
「8020」運動推進事業
広島市医師会運営・安芸市民病院の運営、整備
保健所等職員派遣研修事業
保健所運営協議会
年未年始小児救急医療事業
年未年始等救急医療機関情報提供事業
抗まむし毒血清寄託事業
診療所管理運営
痴呆予防事業
健康情報システム
食品衛生指導事業
残留農薬検査体制強化事業
貝毒対策強化事業
環境衛生事業功労者市長表彰
食中毒危機管理強化事業
栄養成分表示基準普及・啓発
HACCP導入推進事業
食品衛生責任者養成講習会
地域生活衛生推進事業
環境衛生情報管理システム
ビルメンテナンス業登録等に関する事務
レジオネラ属対策事業
医事薬事指導事業
家庭用品安全対策
環境衛生指導事業
昆虫駆除委託業務
住まいの衛生対策事業
毒物劇物指導事業
食品検査施設事務管理（GLP）事業
医事薬事関係の県進達事務
犬・猫の引取り
動物の飼養及び収容に関する事務
墓地設置申請（墓地等経営許可）
精神障害者通院医療促進事業
精神保健福祉手帳の発行

資料3 湯来町にのみある事業（10事業）

は再掲（「補助金等の取扱い」においても協議）

名 称	内 容	備 考
高齢者休養施設利用 助成	町内に住所を有する 65 歳以上の者への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス 湯の山の利用料 2 補助額（利用助成券の交付による） 湯来ロッジ・湯の山温泉館 ・休憩料 1人1日につき 200 円 ・入湯料 1人1日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・使用料 1人1日につき 500 円	広島市の 65 歳以上の健康手帳提示による利用料減免施設に指定する方向で検討する。 〔 広島市の当該制度導入施設 ・広島平和記念資料館（免除） ・区スポーツセンター（免除） ・現代美術館（常設展示のみ免除） ほか 〕
障害者休養施設利用 助成	町内に住所を有する身体障害者手帳又は療育手帳所持者への補助 1 補助対象 湯来ロッジ、湯の山温泉館、クアハウス 湯の山の利用料 2 補助額（利用助成券の交付による） 湯来ロッジ・湯の山温泉館 ・休憩料 1人1日につき 200 円 ・入湯料 1人1日につき 100 円 クアハウス湯の山 ・使用料 1人1日につき 500 円	広島市の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者利用料減免施設に指定する方向で検討する。 〔 広島市の当該制度導入施設 ・広島平和記念資料館（免除） ・区スポーツセンター（免除） ・現代美術館（常設展示のみ免除） ほか 〕
保育所保護者会補助	保育所保護者会への補助 1 補助対象 保育所保護者会の研修・親睦等の事業 2 補助額 1万9千円/年	広島市立の保育園で保護者会が組織されている保育園があるが、自主財源により運営されているため、同様の扱いとなる。
広島総合病院施設整備 事業補助	広島県厚生農業協同組合連合会への補助 1 補助対象 広島総合病院の施設整備に要する費用 2 補助額 258万3千円（平成19年度まで定額）	経過措置 合併後、平成19年度まで広島市において補助金を交付する。
食生活改善推進協議 会補助	湯来町食生活改善推進協議会への補助 1 補助対象 湯来町食生活改善推進協議会の事業 ゆきヘルスマイト活動 伝達講習 研修等 2 補助額 5万円	平成16年度でヘルスマイト養成事業を終了し、以後はグループで自主活動を行う予定であるため、補助金は不要となる。

名 称	内 容	備 考
家事援助サービス事業	ひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、家事援助サービスを提供する。 ・費用：200 円～	市民ボランティアによる市民参加型ホームヘルプサービス(すこやかサービス)で対応する。
保育所通所費補助	町内の保育所に通所する児童に対して通所費の補助を行う。 1 湯来南保育園 児童の送迎を業者に委託し、経費の一部を負担金として保護者から徴収する。 2 湯来保育園 第3種生活交通路線バスを利用する児童については、定期券購入代金の2分の1相当額を補助する。	
精神障害者デイサービス事業	外出及び就労の機会が得がたい在宅精神障害者に対し、作業を中心とした日常生活訓練、社会適応訓練、給食サービス等を提供する。 1 対象者 精神保健福祉手帳を所持し、外出及び就労の機会が得がたい在宅精神障害者 2 内容 基本事業 ・日常生活訓練、社会適応訓練、スポーツ・レクリエーション、生活・健康相談 創作的活動事業 ・陶芸・絵画等 給食サービス 送迎サービス 3 実施回数 週5日 4 実施場所 視覚障害者更生施設愛命園	平成16年度で当該事業は終了する。以後は共同作業所を設立する方向で指導する。
前立腺がん検査	希望者を対象として、総合健康診査時に前立腺がん検査を実施 1 対象者 40歳以上の男性希望者 2 検査方法 血液中PSA値測定法 3 自己負担 1,300円(全額自己負担)	

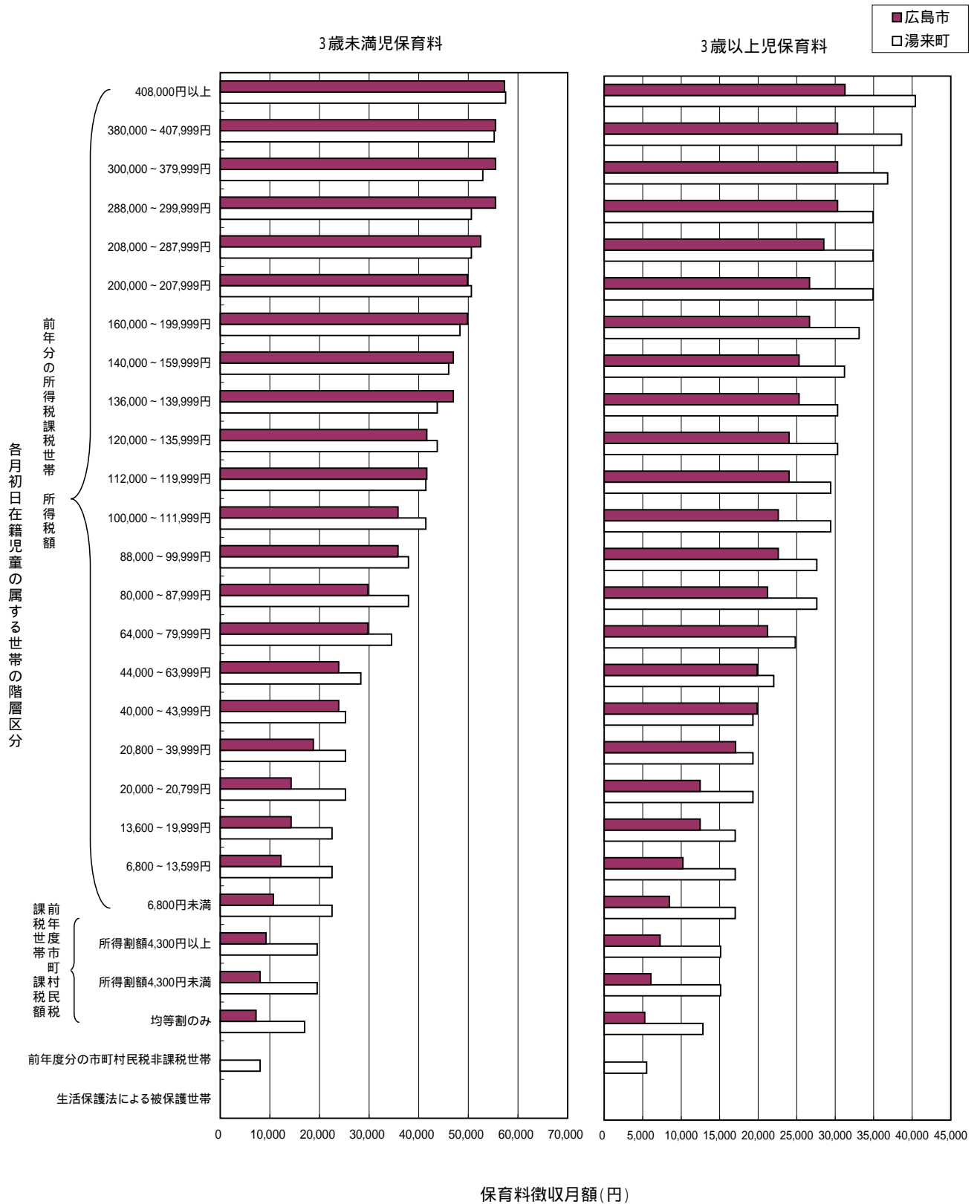
名 称	内 容	備 考
思春期保健事業	<p>“すこやか親子21”の視点から、乳幼児期からのライフサイクルにあわせ、5事業を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保健業務関係者連絡会 2 ちっちゃい命体験ゼミ 町内の中学3年生、高校3年生を対象に乳幼児健康診査、子育て学級に参加 3 性教育講演会 中学3年生を対象に講演会を実施 4 未成年喫煙防止対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校生及び保護者を対象に講演会を実施 ・未成年喫煙防止に係る調査・学習会、地域活動を実施 5 元気な体づくり教室 小学6年生を対象に栄養士による食育の出前事業を実施 	<p>妊産婦乳幼児保健事業における母子保健教室等で必要に応じ実施していく。</p>

保育園の運営（保育料）について

現況

広島市	湯来町
<p>1 保育料</p> <p>(1) 3歳未満児 0～57,250円/月</p> <p>(2) 3歳以上児 0～31,250円/月 (別添 保育料比較グラフ参照)</p> <p>2 保育園数及び定員</p> <p>(1) 公立 88か所 定員 11,144人</p> <p>(2) 私立 64か所 定員 7,614人</p> <p>3 開園時間</p> <p>(1) 公立</p> <p>7:30～18:30 76か所 〔うち32か所は1時間の延長保育あり〕</p> <p>7:30～17:45 12か所</p> <p>(2) 私立</p> <p>7:00～18:00 15か所</p> <p>7:15～18:15 33か所</p> <p>7:20～18:20 1か所</p> <p>7:30～18:30 15か所 〔うち50か所は1時間、12か所は2時間、1か所は4時間の延長保育あり〕</p>	<p>1 保育料</p> <p>(1) 3歳未満児 0～57,500円/月</p> <p>(2) 3歳以上児 0～40,400円/月 (別添 保育料比較グラフ参照)</p> <p>2 保育園数及び定員</p> <p>(1) 公立 2か所 定員 120人</p> <p>(2) 私立 なし</p> <p>3 開園時間</p> <p>(1) 公立</p> <p>7:30～18:00 2か所 〔うち1か所は1時間の延長保育あり〕</p> <p>(2) 私立 なし</p>

保育料比較(平成16年度)



広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	ごみ及びし尿処理事業の取扱い
------	----------------

現 況			比 較		
広 島 市			湯 来 町		
1 ごみ処理事業 (1) ごみの分別、収集回数及び収集体制			1 ごみ処理事業 (1) ごみの分別、収集回数及び収集体制		
区 分	収集回数	収集体制	区 分	収集回数	収集体制
可燃ごみ	週 2 回	市 直 営 ・ 委 託	燃えるごみ (紙類、布類を含む。)	週 1 回 (最 大) 週 3 回	山県郡西 部衛生組 合(以下 「組合」と いう。) 直 営
資源ごみ (紙類、布類、缶類、ビン類 を含む。)	月 2 回	委 託	燃え ない ごみ	資源物 (缶類、ビン類)	
不燃ごみ				不燃物 (有害物を含む。)	
有害ごみ			週 1 回	市 直 営 ・ 委 託	
リサイクルプラ	週 1 回	市 直 営 ・ 委 託	粗大ごみ(特定家庭用機 器廃棄物を含む。)	年 4 回	
ペットボトル					
その他プラ	月 2 回	委 託			
大型ごみ(特定家庭用機 器廃棄物を含む。)	月 2 回	委 託			

現 況		比 較			
広 島 市		湯 来 町			
(2) 手数料		(2) 手数料			
区 分	金 額	区 分	金 額		
固形状一般 廃棄物処理 手数料 (家庭ごみ)	可燃ごみ	無料	燃えるごみ	50 円/30 ㊮袋	
	資源ごみ			30 円/18 ㊮袋	
	不燃ごみ		燃えな いごみ	資源物 不燃物	50 円/30 ㊮袋
	有害ごみ				
	リサイクルプラ		プラスチックごみ	30 円/45 ㊮袋	
	ペットボトル		粗大ごみ	400 円/個	
その他プラ					
大型ごみ収 集運搬手 数料	特定家庭用機器 廃棄物	3,000 円/個	特定家庭用機器廃棄物収集運搬 手数料	3,675 円/個	
	その他の大型ご み	250 円～ 1,250 円/個			
固形状一般 廃棄物処 分手数料 (事業ごみ)	焼却施設へ搬入 する場合	10 kgまでごとに 80 円	燃えるごみ	10 kgまでごとに 110 円	
	埋立施設へ搬入 する場合				
	破碎施設へ搬入 する場合		燃えな いごみ	資源物 不燃物	10 kgまでごとに 135 円
再生施設へ搬入 する場合	10 kgまでごとに 60 円				
固形状一般 廃棄物再生 処理手数料 (事業ごみ)	再生施設へ搬入 する場合	10 kgまでごとに 60 円	固形状一般 廃棄物再生 処理手数料	なし	
一般廃棄物収集運搬業許可申 請手数料(有効期間2年間)	11,000 円	5,250 円	一般廃棄物処理業許可申請手 数料(有効期間2年間)		
一般廃棄物収集運搬業許可更 新申請手数料					
一般廃棄物処分業許可申請手 数料(有効期間2年間)					
一般廃棄物処分業許可更新申 請手数料					
注 消費税及び地方消費税を含む。ただし、処分手 数料及び再生処理手数料は消費税及び地方消費税 を含まない。		注 消費税及び地方消費税を含む。			

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
2 し尿処理事業		2 し尿処理事業	
(1) 収集回数		(1) 収集回数	
区 分	回 数	区 分	回 数
一般家庭	原則月1回	一般家庭	原則月1回
一般家庭以外		委託	
(2) 手数料		(2) 手数料	
区 分		金 額	
基 本 料	ホ-ス 30m 未満	1 か月 1 人につき 200 円	
	ホ-ス 30m 以上 又は市長が定める特 殊な作業方法により 収集する場合	1 か月 1 人につき 240 円	
一 般 家 庭 加 算 料	ホ ー ス 30m 未 満	月 2 回以 上収集す る場合	2 回目から 1 回 1 人につき 40 円
		2 便槽以 上収集す る場合	2 便槽目から 1 便槽 1 人につき 40 円
	ホ-ス 30m 以 上又は市長 の定める特 殊な作業方 法により収 集する場合	月 2 回以 上収集す る場合	2 回目から 1 回 1 人につき 80 円
		2 便槽以 上収集す る場合	2 便槽目から 1 便槽 1 人につき 80 円
一般家庭以外		18 戸につき 80 円	
注 消費税及び地方消費税を含む。		注 消費税及び地方消費税を含まない。	

調整方針(案)	ごみ及びし尿処理事業は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、広島市が山県郡西部衛生組合の構成員である間は、現行のとおりとするものとする。
---------	---

備 考	
-----	--

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項 水道事業の取扱い

現 況				比 較		
広 島 市				湯 来 町		
1 水道料金				1 水道料金		
(1) 基本料金(1か月につき)				(1) 基本料金(1か月につき)		
用途	基本水量	メーターの口径	金額	用途	基本水量	金額
家事用 業務用 公衆浴場用 プール用	10m ³	13mm	810円	区分なし	10m ³	一律840円
		20mm	860円			
		25mm	910円			
		40mm	1,200円			
		50mm	2,425円			
		75mm	2,975円			
		100mm	3,590円			
		150mm	5,375円			
		200mm	6,930円			
		250mm	10,220円			
		300mm	14,605円			
注 消費税及び地方消費税を含まない。				注 消費税及び地方消費税を含む。		
(2) 従量料金(1か月につき)				(2) 超過料金(1か月につき)		
用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)		用途	使用水量の区分	金額 (1m ³ につき)
家事用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円		区分なし	10m ³ を超えるもの	一律105円
	15m ³ を超え 20m ³ まで	168円				
	20m ³ を超え 40m ³ まで	203円				
	40m ³ を超え 100m ³ まで	229円				
	100m ³ を超えるもの	241円				
業務用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円				
	15m ³ を超え 20m ³ まで	193円				
	20m ³ を超え 40m ³ まで	228円				
	40m ³ を超え 100m ³ まで	257円				
	100m ³ を超え 200m ³ まで	288円				
公衆浴場用	10m ³ を超え 15m ³ まで	106円				
	15m ³ を超えるもの	62円				
プール用	10m ³ を超えるもの	116円				
特別給水	1m ³ につき	159円				
注 消費税及び地方消費税を含まない。				注 消費税及び地方消費税を含む。		

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
2	メーター使用料 なし	2	メーター使用料(1か月につき)
		口 径	金 額
		13mm	60 円
		20mm	110 円
		25mm	120 円
		30mm	200 円
		40mm	230 円
		50mm	550 円
		注 消費税及び地方消費税を含む。	

【参考】

使用水量別の料金比較(1か月につき)

用 途	メーター の口径	使用水量	広島市(A)	湯来町(B)	比較(A)-(B)
家 事 用	13mm	10m ³	850 円	900 円	50 円
		15m ³	1,407 円	1,425 円	18 円
		20m ³	2,289 円	1,950 円	339 円
	20mm	10m ³	903 円	950 円	47 円
		15m ³	1,459 円	1,475 円	16 円
		20m ³	2,341 円	2,000 円	341 円
	25mm	10m ³	955 円	960 円	5 円
		15m ³	1,512 円	1,485 円	27 円
		20m ³	2,394 円	2,010 円	384 円
業 務 用	13mm	10m ³	850 円	900 円	50 円
		15m ³	1,407 円	1,425 円	18 円
		20m ³	2,420 円	1,950 円	470 円
	20mm	10m ³	903 円	950 円	47 円
		15m ³	1,459 円	1,475 円	16 円
		20m ³	2,472 円	2,000 円	472 円
	25mm	10m ³	955 円	960 円	5 円
		15m ³	1,512 円	1,485 円	27 円
		20m ³	2,525 円	2,010 円	515 円
	40mm	200m ³	54,048 円	21,020 円	33,028 円
		300m ³	87,228 円	31,520 円	55,708 円
	50mm	400m ³	121,695 円	42,340 円	79,355 円
500m ³		154,875 円	52,840 円	102,035 円	
プール用	50mm	100m ³	13,508 円	10,840 円	2,668 円

注1 太枠内は、湯来町で設置件数が最も多いメーター口径 13mm、平均使用水量 15m³/月の料金である。

注2 湯来町の料金は、メーター使用料を含む。

注3 消費税及び地方消費税を含む。

現 況 比 較

3 施設整備納付金（施設加入金）

メーターの口径	広島市 (A)	湯来町 (B)	比較 (A)-(B)
13mm	52,500 円	一律 50,000 円	2,500 円
20mm	131,250 円		81,250 円
25mm	241,500 円		191,500 円
40mm	840,000 円		790,000 円
50mm	1,575,000 円		1,525,000 円
75mm	4,620,000 円		4,570,000 円
100mm	9,240,000 円		9,190,000 円
150mm	26,040,000 円		25,990,000 円
200mm	55,440,000 円		55,390,000 円
250mm 以上	管理者が別に定める額		-

注 消費税及び地方消費税を含む。

4 設計審査手数料・工事検査手数料（1工事につき）

メーターの口径	設計審査手数料			工事検査手数料		
	広島市 (A)	湯来町 (B)	比較 (A)-(B)	広島市 (C)	湯来町 (D)	比較 (C)-(D)
13mm	1,500 円	一律 1,000 円	500 円	1,800 円	一律 1,000 円	800 円
20・25mm	2,500 円		1,500 円	2,800 円		1,800 円
40mm	4,000 円		3,000 円	5,100 円		4,100 円
50・75mm	6,300 円		5,300 円	8,000 円		7,000 円
100・150mm	11,300 円		10,300 円	13,400 円		12,400 円
200mm 以上	19,200 円		18,200 円	23,300 円		22,300 円

5 指定給水装置工事事業者指定手数料（1件につき）

広島市 (A)	湯来町 (B)	比較 (A)-(B)
10,000 円	なし	10,000 円

湯来町においては、水道料金等の収入だけでは維持管理経費を賄えないため、その収支不足分を一般会計から繰り入れることにより、水道料金等を安価に設定している。

調整方針(案)	湯来町が経営する簡易水道事業及び専用水道は、広島市が引き継ぎ、水道料金その他の供給条件については、広島市の水道事業の例によるものとする。
---------	--

議題 26

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項 下水道事業の取扱い

1 公共下水道事業

現 況				比 較			
広 島 市				湯 来 町			
(1) 下水道使用料 ア 使用料体系(1か月につき)				(1) 下水道使用料 ア 使用料体系(1か月につき)			
区 分	料 金			区 分	料 金		
一般家庭 汚 水	基本料金	~10m ³	690円	一般家庭 用	世帯割1,500円+世帯人員×500円		
	超過料金 (1m ³ 当 たり)	11~15m ³	102円				
		16~20m ³	156円				
		21~40m ³	222円				
		41~100m ³	294円				
	101m ³ ~	324円					
営業汚水	基本料金	~10m ³	690円	事業所 用	使用人員	使用料	
	超過料金 (1m ³ 当 たり)	11~15m ³	102円		1~5人	3,000円	
		16~20m ³	169円		6~10人	5,500円	
		21~40m ³	244円		11~15人	8,000円	
		41~100m ³	308円		16~20人	10,500円	
		101~200m ³	373円		21~30人	14,500円	
		201~500m ³	416円		31~40人	19,700円	
		501~1000m ³	449円		41~50人	24,900円	
		1001m ³ ~	480円		51~60人	30,100円	
			61~70人		37,250円		
			71~80人		42,750円		
			81~90人		48,250円		
			91~100人		53,750円		
			101~120人		66,400円		
			121~140人		78,200円		
			141~160人		90,000円		
			161~180人		101,800円		
			181~200人		113,600円		
			201~240人		142,300円		
			241~280人		167,900円		
			281~320人	193,500円			
			321~370人	222,300円			
			371~420人	274,050円			
			421~470人	308,550円			
			471~520人	343,050円			
			521人~	377,550円			
公衆浴場 汚 水	基本料金	~10m ³	690円	注 消費税及び地方消費税を含まない。			
	超過料金 (1m ³ 当 たり)	11~15m ³	102円				
		16~20m ³	156円				
		21m ³ ~	35円				
プール及び土木工事等 による汚水		1m ³ につき	170円				
注 消費税及び地方消費税を含まない。							

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
イ 使用料徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2か月ごとに徴収 ・ 使用開始届提出後に徴収 	イ 使用料徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月徴収 ・ 使用開始しなくても供用開始後3か年度を経過した年度からは徴収
ウ 減 免	<p>高齢者・身体障害者等のいる世帯、生活保護受給世帯等で一定の要件を満たしているものについて、基本料金相当額を減免</p>	ウ 減 免	<p>公益上その他特別の理由があると認めるとき。</p>
(2) 下水道事業受益者負担金		(2) 下水道事業受益者分担金	
ア 負担金単価	187円/m ²	ア 分担金単価	30万円/戸
イ 徴収方法	20回(年4回×5年)	イ 徴収方法	一括
ウ 納 期	8月、10月、12月、2月	ウ 納 期	排水設備新設等計画確認通知書交付後2か月以内
エ 前納報奨金	0.3/100、上限10万円	エ 前納報奨金	なし
オ 徴収猶予	農地6年	オ 徴収猶予	災害その他の事故から3年間
カ 減 免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地 100%減免 ・ 生活保護受給世帯 100%減免 ・ その他減免基準に該当する場合 	カ 減 免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設 100%減免 ・ 生活保護受給世帯等 50%減免 ・ 町長が指定する日から3年以内に入申込みをした場合 20万円/戸に減免
(3) 私道内排水設備布設工事費補助金		(3) 私道内排水設備布設工事費補助金	
ア 交付対象	私道内で排水設備の布設工事を行う者	ア 交付対象	なし
イ 補助金額	布設工事に要する経費として市長が認定する額の3/4の額	イ 補助金額	なし
(4) 水洗便所設備資金貸付金		(4) 水洗便所設備資金貸付金	
ア 貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> (ア) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 (イ) し尿浄化槽の廃止工事 (ウ) 51人以上のし尿浄化槽の廃止工事 	ア 貸付対象	なし
イ 貸付限度額(償還金額)	<ul style="list-style-type: none"> (ア) 1戸につき52万円(1万円/月) (イ) 1基につき50万円(1万円/月) (ウ) 1基につき250万円〔認定工事の8割〕(40で除して得た額/月) 	イ 貸付限度額(償還金額)	なし
ウ 貸付利子	無利子	ウ 貸付利子	なし
エ 償還方法	貸し付けた月の翌月からの月賦償還	エ 償還方法	なし
オ 延滞利息	年10.22%	オ 延滞利息	なし

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
(5) 生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助金 ア 交付対象 水洗便所設備工事を行う生活 扶助世帯 イ 補助金額 水洗便所設備工事に要する経 費として市長が認定する額		(5) 生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助金 なし	

2 農業集落排水事業

現 況		比 較																																																					
広 島 市		湯 来 町																																																					
(1) 農業集落排水処理施設使用料 ア 使用料体系(1か月につき)		(1) 農業集落排水処理施設使用料 ア 使用料体系(1か月につき)																																																					
区 分	料 金	区 分	料 金																																																				
一般家庭 用	世帯割740円+世帯人員×970円	一般家庭 用	世帯割1,500円+世帯人員×500円																																																				
事 業 所 用	事業所割740円 + 処理対象人員×970円	事 業 所 用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処理対象人員</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1~5人</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>6~10人</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>11~15人</td><td>8,000円</td></tr> <tr><td>16~20人</td><td>10,500円</td></tr> <tr><td>21~30人</td><td>14,500円</td></tr> <tr><td>31~40人</td><td>19,700円</td></tr> <tr><td>41~50人</td><td>24,900円</td></tr> <tr><td>51~60人</td><td>30,100円</td></tr> <tr><td>61~70人</td><td>37,250円</td></tr> <tr><td>71~80人</td><td>42,750円</td></tr> <tr><td>81~90人</td><td>48,250円</td></tr> <tr><td>91~100人</td><td>53,750円</td></tr> <tr><td>101~120人</td><td>66,400円</td></tr> <tr><td>121~140人</td><td>78,200円</td></tr> <tr><td>141~160人</td><td>90,000円</td></tr> <tr><td>161~180人</td><td>101,800円</td></tr> <tr><td>181~200人</td><td>113,600円</td></tr> <tr><td>201~240人</td><td>142,300円</td></tr> <tr><td>241~280人</td><td>167,900円</td></tr> <tr><td>281~320人</td><td>193,500円</td></tr> <tr><td>321~370人</td><td>222,300円</td></tr> <tr><td>371~420人</td><td>274,050円</td></tr> <tr><td>421~470人</td><td>308,550円</td></tr> <tr><td>471~520人</td><td>343,050円</td></tr> <tr><td>521人~</td><td>377,550円</td></tr> </tbody> </table>	処理対象人員	使用料	1~5人	3,000円	6~10人	5,500円	11~15人	8,000円	16~20人	10,500円	21~30人	14,500円	31~40人	19,700円	41~50人	24,900円	51~60人	30,100円	61~70人	37,250円	71~80人	42,750円	81~90人	48,250円	91~100人	53,750円	101~120人	66,400円	121~140人	78,200円	141~160人	90,000円	161~180人	101,800円	181~200人	113,600円	201~240人	142,300円	241~280人	167,900円	281~320人	193,500円	321~370人	222,300円	371~420人	274,050円	421~470人	308,550円	471~520人	343,050円	521人~	377,550円
処理対象人員	使用料																																																						
1~5人	3,000円																																																						
6~10人	5,500円																																																						
11~15人	8,000円																																																						
16~20人	10,500円																																																						
21~30人	14,500円																																																						
31~40人	19,700円																																																						
41~50人	24,900円																																																						
51~60人	30,100円																																																						
61~70人	37,250円																																																						
71~80人	42,750円																																																						
81~90人	48,250円																																																						
91~100人	53,750円																																																						
101~120人	66,400円																																																						
121~140人	78,200円																																																						
141~160人	90,000円																																																						
161~180人	101,800円																																																						
181~200人	113,600円																																																						
201~240人	142,300円																																																						
241~280人	167,900円																																																						
281~320人	193,500円																																																						
321~370人	222,300円																																																						
371~420人	274,050円																																																						
421~470人	308,550円																																																						
471~520人	343,050円																																																						
521人~	377,550円																																																						
注1 事業所の処理対象人員の算定方法は、広島市と湯来町とでは異なる。		注1 事業所の処理対象人員の算定方法は、広島市と湯来町とでは異なる。																																																					
注2 消費税及び地方消費税を含む。		注2 消費税及び地方消費税を含まない。																																																					
イ 使用料徴収 ・ 2か月ごと徴収 ・ 使用開始届提出後に徴収		イ 使用料徴収 ・ 毎月徴収 ・ 使用開始しなくても供用開始後3か年度を経過した年度からは徴収																																																					
ウ 減 免 高齢者・身体障害者等のいる世帯、生活保護受給世帯等で一定の要件を満たしているものについて、基本料金相当額を減免		ウ 減 免 なし																																																					

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	

【参考】

人員別の料金比較（1か月につき）

区 分	世帯人員	広島市(A)	湯来町(B)	比較(A) - (B)
一般家庭 用	1人	1,710円	2,100円	390円
	2人	2,680円	2,625円	55円
	3人	3,650円	3,150円	500円
	4人	4,620円	3,675円	945円
	5人	5,590円	4,200円	1,390円
	6人	6,560円	4,725円	1,835円
	7人	7,530円	5,250円	2,280円
	8人	8,500円	5,775円	2,725円

区 分	処理対象人員(注1)	広島市(A)	湯来町(B)	比較(A) - (B)
事業所 用	10人	10,440円	5,775円	4,665円
	20人	20,140円	11,025円	9,115円
	30人	29,840円	15,225円	14,615円
	40人	39,540円	20,685円	18,855円
	50人	49,240円	26,145円	23,095円
	60人	58,940円	31,605円	27,335円
	70人	68,640円	39,112円	29,528円
	80人	78,340円	44,887円	33,453円
	90人	88,040円	50,662円	37,378円
	100人	97,740円	56,437円	41,303円

注1 事業所の処理対象人員の算定方法は、広島市と湯来町とは異なる。

注2 消費税及び地方消費税を含む。

(2) 農業集落排水事業受益者分担金

ア 分担金

(排水処理施設建設費用額×100分の5/
計画戸数)×所有建築物の数

イ 徴収方法 一括又は20回(年4回×5年)

ウ 納 期 8月、10月、12月、2月

エ 徴収猶予

災害その他特別な事由1年以内(延長あり)

オ 免 除

生活保護受給世帯等で市長が認める者は免除

(2) 農業集落排水事業受益者分担金

ア 分担金

30万円/戸

イ 徴収方法 一括

ウ 納 期 排水設備新設等計画確認通知書交付後2か月以内

エ 徴収猶予

災害その他の事故から3年間

オ 減 免

- ・ 国又は地方公共団体が公共の用に供している施設 100%減免
- ・ 生活保護受給世帯等 50%減免
- ・ 町長が指定する日から3年以内に加入申込みをした場合 20万円/戸に減免

現 況		比 較	
広 島 市		湯 来 町	
(3) 生活扶助世帯に対する水洗便所設備補助金 ア 交付対象 生活扶助世帯 イ 補助金額 52万円以内/件		(3) 生活扶助世帯に対する水洗便所設備補助金 なし	
(4) 農業集落排水設備改造資金利子補給 ア 対 象 金融機関で資金を借り入れて、排水設備の新設等を行う者 イ 補助金額 金融機関に支払う利子のうち次に掲げる範囲のもの ・借入額 52万円以内/件 ・借入利率 年利3.5%以内 ・借入期間 10年以内		(4) 農業集落排水設備改造資金利子補給 なし	

調整方針(案)	<p>(1) 公共下水道事業は、広島市が引き継ぎ、下水道使用料その他の制度については、原則として広島市の農業集落排水事業の例によるものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業は、広島市が引き継ぎ、原則として広島市の制度に統一するものとする。</p>
---------	--

備 考	<p>水内川処理区(事業認可済区域に限る。)の公共下水道事業並びに柵地区、太田部地区及び鹿ノ道地区の農業集落排水事業における分担金の額等は、現行のとおりとする。</p> <p>【参考】 事業概要 (平成16年3月31日現在)</p>				
	区 分	公共下水道事業		農業集落排水事業	
		広島市	湯来町	広島市	湯来町
	行政区域内人口	1,138,004人	7,943人	1,138,004人	7,943人
	処理区域内人口	1,051,000人	397人	10,246人	281人
	人口普及率	92.4%	5.0%	0.9%	3.5%
	処 理 能 力	652,175m ³ /日	900m ³ /日	3,344m ³ /日	162m ³ /日
	年間処理水量	156,523,635m ³	49,360m ³	622,544m ³	26,863m ³
1日平均処理水量	428,832m ³ /日	135m ³ /日	1,706m ³ /日	73m ³ /日	
<p>注 広島市の公共下水道事業の処理能力は、広島県東部浄化センター及び廿日市市廿日市浄化センターを含めた市域の全処理場の処理能力を示している。</p>					

議題 27

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	財産区の取扱い
------	---------

現 況 比 較								
区 分	広 島 市							湯来町
名 称	久 地	小河内	飯 室	緑 井	高 南	三 入	元宇品町	砂 谷
区 域	安佐北区 安佐町大 字くすの 木台等	安佐北区 安佐町大 字小河内	安佐北区 安佐町大 字飯室	安佐南区 緑井町等	安佐北区 白木町大 字秋山等	安佐北区 可部町大 字南原等	南 区 元宇品町	大字葛原 等
設置年月日	S 30.3.31			S 30.7.1	S 31.9.30	S 30.3.31	M37.9.15	S 31.9.30
設置経緯	広島市との合併の前の町村合併により、当時の村有財産の一部を財産区とし、広島市がそのまま引き継いだ。						安芸郡仁保島村字宇品の広島市への編入に伴い、当時の村有財産の一部を財産区とした。	町村合併により、当時の村有財産の一部を財産区とした。
財 産	山林 m ² 61,784	山林 m ² 479,470	山林 m ² 52,361	山林 m ² 491,581	山林 m ² 1,261,250	山林 m ² 6,449,728	宅地等 m ² 7,295.70	山林 m ² 868,100
管 理 者	広 島 市 長							湯来町長
設置機関	財 産 区 議 会					財産区管理会		財産区議会
議員(委員) の定数等	6 人	7 人	7 人	14 人	12 人	7 人	5 人	8 人
	任期：4年							
注1 財 産 区：	市町村の一部の区域が市町村から独立して財産又は公の施設を所有し、管理及び処分することを認められた特別地方公共団体							
注2 財産区議会：	財産区の事務が極めて限られた区域であるため、市町村議会が議決を行うことが実状に即さない等の理由により必要があると認められる場合に設置することができる議決機関							
注3 財産区管理会：	市町村との一体的関係を保持しながら、財産区の運営に財産区住民の意思を反映させることを目的として設置することができる審議機関							

調整方針(案)	砂谷財産区は存続するものとし、同財産区には、財産区管理会を置くものとする。
---------	---------------------------------------

備 考	
-----	--

広島市・湯来町合併協議会協議書

協議事項	都市計画の取扱い
------	----------

現 況 比 較		
区 分	広 島 市	湯 来 町
	広島圏都市計画区域	湯来都市計画区域
構成市町	大竹市、大野町、廿日市市及び広島市の一部、府中町、海田町、熊野町及び坂町の全域、呉市の一部	湯来町の一部
面積	65,285 ha	3,069 ha
人口	1,522,073人	6,087人
区域区分の有無	あり	なし
将来像	中四国地方の先進的な高次都市機能を担う中枢拠点都市圏	自然と共生するふれあい交流型観光都市

注 面積：平成13年都市計画年報、人口：平成12年国勢調査

調整方針(案)	湯来都市計画区域は、現行のとおり引き継ぐものとし、同区域の広島圏都市計画区域への編入及び市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定めについては、説明会、公聴会等による住民意見を踏まえ、広島県の都市計画決定に向けて、協議を進めるものとする。
---------	--

